

---

平成22年 第1回(定例)由布市議会会議録(第4日)

平成22年3月4日(木曜日)

---

議事日程(第4号)

平成22年3月4日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

追加日程

日程第1 議案第14号 由布市湯布院スポーツセンター条例の一部改正についての訂正の件

日程第2 請願・陳情について

日程第3 報告第1号 平成21年度由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する書類の提出について

日程第4 議案第43号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

追加日程

日程第1 議案第14号 由布市湯布院スポーツセンター条例の一部改正についての訂正の件

日程第2 請願・陳情について

日程第3 報告第1号 平成21年度由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する書類の提出について

日程第4 議案第43号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

---

出席議員(22名)

1番 鷺野 弘一君	2番 廣末 英徳君
3番 甲斐 裕一君	4番 長谷川建策君
5番 二ノ宮健治君	6番 小林華弥子君
7番 高橋 義孝君	8番 新井 一徳君
9番 佐藤 郁夫君	10番 佐藤 友信君
11番 溝口 泰章君	12番 西郡 均君
13番 太田 正美君	14番 佐藤 正君
15番 田中真理子君	16番 利光 直人君



なお、傍聴席横に掲示しております傍聴規則を厳守していただきますようお願い申し上げます。  
また、本定例会から議会中継を行うために、議場内に固定カメラを設置しております。あわせて、技術スタッフが常駐しておりますので、お知らせいたします。

なお、議場とテレビカメラの構造上、議員席と同時に傍聴席も映像として流れます。お顔を映されること等に不都合のある方は、傍聴席入り口と傍聴席に掲示しております議会中継に伴う傍聴者の皆様へのお知らせの注意事項を御一読いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

---

#### 午前10時00分開議

○議長（**渕野けさ子君**） 皆さん、おはようございます。議員及び市長初め、執行部各位には本日もよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は、22名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第4号により行います。

---

#### 一般質問

○議長（**渕野けさ子君**） これより日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は質問、答弁を含め1人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に、また節度ある発言をお願いいたします。

それでは、通告制となっておりますので、順次質問を許可いたします。

まず、14番、佐藤正君の質問を許します。

○議員（**14番 佐藤 正君**） 皆さん、おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

また、答弁は市長、担当部長、担当部課長と書いておりますけども、口頭で申し上げておりますので、副市長、それから教育長にもよろしくお願いを申し上げます。また、再質問に対しましても、この席で行わせていただきます。

それでは、質問に入らせていただきますが、大きく分けて4点の質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますけども、湯布院地域の飲料水対策について。1ですが、観光客や一般住宅の増加に伴う飲料水確保は可能かどうか。現在の水の供給と需要体制を具体的にお伺いをいたします。

2番目ですが、将来的に湯布院の水を庄内や挾間地域に供給するような計画はあるのかどうか。

3番目ですが、川北地区に購入した水源確保のためのその後の具体策について、下記の項目についてお伺いをいたします。1点目に、水源地の対策として購入した周辺用地の治山対策。2番目に、教育施設への水源確保対策は。3番目に、水源確保のための水源地改修工事計画の進捗状況についてお伺いをいたします。

大きく2点目ですが、市の水源管理等について。1番目に、湯布院の水源地において市の管理上発生した事故対策のその後の市の管理基準や、管理見直しがどのように展開されておるのか。

2番目に、水源の管理は人の命にかかわることで、今回の事態は大変なことでございます。民間企業に多大な御迷惑をかけた責務と、市に対する損害は多大であったと思いますが、市の責務に対する認識についてお伺いをいたします。

3番目に職員管理体制はどうなっていたのか、処分内容も含めてお伺いをいたします。

3番目ですが、大分川水系の宮川の災害防止対策についてお伺いをいたします。この宮川周辺で生活する地域住民、約40世帯の100人余りでございますが、水害不安解消のために早急な対応が必要と思われましても、下記の項目についてお伺いをいたします。

1番に、宮川の水害被害の主たる原因は、何と推察をしておられるか。2番目に、その原因に対する対応はどうなっているのか。3番目に、周辺住民も高齢世帯がふえているようですが、災害発生時等の住民の避難誘導等の指導をどのようにされておられるのか。それから、4番目に地域住民に避難勧告等の伝達手段をどのようにしておられるのか。

次に、4番目ですが、高齢者向けの市営住宅の建設についてでございますが、現在の市営住宅の入居状況と入居希望者の方策についてお伺いいたします。

2番目に、最近高齢者の火災による死亡が多発しておりますが、オール電化の高齢者用の市営住宅を建設をする計画はないかどうか、お伺いをいたします。

○議長（**浏野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） おはようございます。一般質問2日目、またよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、14番、佐藤正議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、湯布院地域の飲料水対策についての御質問でございますが、水道施設は電気、ガス、道路等とともにライフラインと呼ばれまして、市民生活に不可欠なものでございます。この安定的確保と災害時の緊急対応は、行政にとりましても大変重要な課題であると私も認識をしております。

安定的確保の具体策としましては、既存の水源の確保と新規水源の開発、配分方法の見直し等がございます。また、災害時の対応といたしましては、給水車による緊急対応をはじめとして、他の水源からの水の融通や簡易浄水機の設置などがございます。市といたしましては、水の安定

的供給に向けて計画を見直し中でございます。平成22年度から湯布院地域の3水源におきまして、クリプトスポリジウム対策として、紫外線処理施設を設置するようにいたしております。

次に、市の水源管理等についての御質問にお答えをいたします。昨年1月28日に発生しました事故でございますが、事故後早急に配水管の整備、安全管理の徹底や薬品取り扱いマニュアルを作成いたしまして、再発防止を図るとともに、緊急連絡体制について再確認をいたしたところでございます。

次に、職員管理体制はどうなっていたかということですが、職員の身分につきましては、湯布院振興局勤務であわせて産業建設部水道課の業務援助を行っております。なお、職員の処分内容につきましては、安全管理を怠り、被害者に経済的損失を与えたことにより、担当職員を訓告処分とするとともに、管理監督者として指導監督に適正を欠いたことにより、3名を嚴重注意処分としたところでございます。

いずれにいたしましても、水道水は命にかかわる重要なものであることから、今後このような事故は二度と発生しないように万全を期してまいりたいと考えております。

次に、大分川水系の宮川の災害防止策について、宮川の水害被害の主たる原因は何と推察しているかということでございます。

梅雨や台風の発生時期になりますと、継続時間の長い降雨と時間雨量の多さによりまして、大規模な出水が発生して宮川の水位が上昇し、宅地や農地に浸水する状況が発生をいたしております。

これは、宮川が大分川の水位の影響を受けることに起因しておりまして、昭和30年代に防衛の障害防止事業として県が整備いたしました際、宮川流域の当事の土地利用の状況から、宮川流域に降った水を流せる能力の河川整備、自己流提と申しますが、自己流提方式と呼ばれる、そうした河川計画に基づきまして整備されたものと聞いております。

抜本的な対策といたしましては、大分川の堤防高と同じ高さまで宮川の堤防をかさ上げする方法がありますが、いずれにいたしましても、堤防内部には宮川に流入する水路の水が内水としてたまることとなります。また、大分川合流点に樋門を設置し、ポンプで強制排除する方法も考えられますが、施設整備と維持管理に膨大な費用がかかると聞いております。

当面の対応といたしましては、河川管理者であります大分県が河川の流下能力を高め、本線の水位を下げるために川西橋から福万川合流点までの大分川の河川改修を計画しておりまして、現在、川西地区で事業を実施しているところでございます。また、宮川につきましては、堤防のかさ上げ、河床掘削を実施しておりまして、今後も堤防の暫定かさ上げや水門の改修等の計画が予定されております。

また、市といたしましては、大分川にかかる八山橋のかけかえを検討しておりまして、これに

伴う橋脚の撤去により流下能力の向上を図りたいと考えております。

次に、高齢者向け市営住宅の建設についてでございますが、高齢者向け市営住宅の建設の予定はございませんが、今後実態を十分に調査・把握するとともに、福祉関係との施策とも連携を図りながら、検討してまいりたいと思います。

なお、火災防止のためすべての市営住宅に、現在火災報知器の取り付け工事を行っているところでございます。

以上で、私からの答弁を終わります。その他の質問につきましては、詳細につきましては、担当課長が答弁します。

○議長（渕野けさ子君） 水道課長。

○水道課長（目野 直文君） おはようございます。水道課長です。14番、佐藤議員さんの質問にお答えをいたします。

まず、1点目の飲料水対策についての1の観光客や一般住宅の増加に伴う飲料水確保は可能か、また現在の水の供給・需要体制を具体的に聞きたいということでございますが、湯布院上水道の1日最大配水能力7,560立方メートルに対して、平成21年度の実績と比較してみますれば、1年平均排水量は6,220立方メートルと配水能力内で推移をしております。しかしながら、観光客、帰省客の多いゴールデンウィーク、盆、正月については最大で7,528立方メートル、平均で6,810立方メートルと最大排水量に近い配水となっております、水不足による水量調整のための配水エリア調整等が必要となっております。

市の今後の方針といたしましては、湯布院浄水場の水源は川上、川北、広徳の3カ所ありますが、川上、川北については取水量が現在最大となっております、広徳水源につきましては、1日平均取水量が3,390立方メートルで、水路組合と協定を結んでおります1日最大水量4,800立方メートルに対して、約3割程度の余力があります。現在の並柳配水使用量は1,043立方メートルで、夜間等に満水になると取水ができなくなるため、取水を最大限に利用確保するためにも、平成23年度より配水地容量を1,000立方メートル程度の増設を検討し、安定した水の供給を考えていきたいと思っております。

2の将来的に湯布院の水を庄内や挾間地域に供給するような計画はあるのかということでございますが、水道事業を行うためには水源確保が大変重要なことではありますが、平成19年度に1年をかけまして、塚原水源水量調査を実施しましたが、旧湯布院町の当初基本計画での1日最大計画水量1万立方メートルに対しまして、渇水期の実績1日湧出量は5,593立方メートルであり、計画水量の56%程度とわかりましたために、庄内、挾間地域の供給は困難となりました。

しかしながら、湯布院上水道の現在の水不足解消または湯布院水道未普及地域への給水区域拡

張を考えまして、塚原水源から湯布院上水道への統合を考えています。

3の川北地区に購入した水源確保のための、その後の具体策について、次の件についてということで、①の水源地の対策として購入した周辺用地の治山対策はということでございますが、川北水源隣接地の購入した山林につきましては、森林伐採後に旧土地所有者によりまして、植林が完了しておりますが、台風等の大雨洪水時における緊急災害対策としての治山ダムの設置につきましては、現在県と協議を行っているところでございます。

2の教育施設への水源確保につきましては、水源被災時の水源確保対策でございますが、川北水系エリアには湯布院中学校をはじめ、6カ所の教育施設がありますが、先ほど市長が申しましたように、給水車による対応をはじめ、他水源から可能な限りの水量調整をしまして、今後は簡易緊急時浄水機の購入設置を検討してまいりたいと思います。また、被害の状況によりましては、日本水道協会大分県支部15市町が会員でございますが、の中で水道災害総合応援活動がありますので、そこへ依頼、または自衛隊への依頼も考えなければならないと思っております。

3の水源確保のための水源地改修工事計画の進捗状況ということでございますが、現在、水源地周辺分筆測量、水源地管理道路整備、導水管保護整備を計画していますが、登記事務に時間を要している土地がありますので、各整備計画が進んでおりませんが、それらに伴いまして、平成22年度におきまして、分筆測量が完了次第に早急に対応したいと考えております。

私からは、以上です。

○議長（**瀏野けさ子君**） 防災安全課長。

○防災安全課長（**河野 眞一君**） 防災安全課長でございます。14番、佐藤正議員の御質問にお答えいたします。

3項目めの、大分川水系の宮川の災害防止策についての3番目でありまして、周辺住民も高齢者世帯がふえているが、災害発生時の住民の避難誘導等の指導をどのようにしているのかという御質問でございますが、高齢者の避難誘導につきましては、現在災害時要援護者避難対策の一環といたしまして、高齢者を含む要援護者の避難及び救助活動が優先的に可能となるよう、災害時要援護者リストの作成に取り組んでいるところでございます。

でき上がり次第、個別計画を策定いたしまして、避難場所や避難経路、避難方法や情報の伝達方法などについて、本人や避難支援者と具体的に話し合うように計画をしているところでございます。また、避難支援者につきましては自治会や消防団、民生児童委員さんなどから、候補者を定め、個別計画を策定したすようにしておるところでございます。この計画に沿いまして、避難誘導が可能となるよう平常時より準備をして地域ごとに避難訓練などを実施してまいりたいと考えております。

次に、4番目の地域住民に避難勧告等の伝達手段をどのようにしているのかという御質問でござ

ございますが、大雨や台風時の宮川周辺につきましては、宮川橋に設置されておりますテレメーターから常時送られてまいります浸水実績図の雨量データを参考にいたしまして、庁舎に待機しております職員が避難想定区域に対しまして、防災行政無線で注意や避難勧告等を行いますとともに、地元消防団が警戒あるいは避難準備や避難勧告、避難指示等に対しまして、対応しまして早い段階で見回りが実施できますよう、その連絡体制を確保しているところでございます。

私からは、以上でございます。

○議長（**浏野けさ子君**） 建設課長。

○建設課長（**房前四男美君**） おはようございます。建設課長でございます。14番、佐藤正議員の質問にお答えいたします。

市営住宅の入居状況と入居希望者の方策についてですが、由布市には現在47団地、589戸の市営住宅があります。挾間町、庄内町は申し込み順の入居となっておりますが、空き待ちが挾間町では17名、庄内町では20名が入居待ちとなっております。

湯布院町では、対策といたしまして、住宅に空きが出た段階で順次広報により公募の上、入居の決定を行っております。挾間町の特定公共賃貸住宅についても、空きが出た場合には公募による入居の決定を行っております。

○議長（**浏野けさ子君**） 佐藤正君。

○議員（14番 **佐藤 正君**） それでは、再質問をさせていただきますけども、まず最初に市長に2点ほどお伺いをいたします。

1番目に市長は水道管理者でございますけれども、管理者とはどのような責任があるのか。また、市長の認識をお伺いいたします。

2番目に、川北水源のこのたびの森林伐採による災害は人災であったのか、天災であったのか、どういう、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（**浏野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 管理者として、市民の皆さんが本当に命のもとであります水道を利用して、元気に暮らせるような、そういう水を供給する責任があると、すべて全般にわたってであると私は認識しております。

また、川北の伐採につきましては、人災、天災というような表現ではなくて、こういう状況の中で、私ども知らないままにそういう状況が発生したということで認識をしておるわけでありまして、そこまで深くは考えてはいませんでした。

○議長（**浏野けさ子君**） 佐藤正君。

○議員（14番 **佐藤 正君**） 今の件ですけども、市長は水道管理者というのは、皆さんに安全な水を供給するという責任しかないんだというようなふうに私は今、取れたんですが、その辺

いかがですか。私は、ただ市民に安全な水を供給するという事だけじゃないと思うんですが、いかがですか。

○議長（**渕野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） いろいろ考えられますけれども、市民の水の確保ということについても、将来的にわたってそういう責任も、全般にわたってあると私は認識しております。

○議長（**渕野けさ子君**） 佐藤正君。

○議員（**14番 佐藤 正君**） それでは、これ後ほどまたお伺いをいたしますけれども、先般の乙丸水源地の塩素の流出事故、これの等については市長は全く責任はないというお考えでしょうか。

○議長（**渕野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） そういう思いは全くありません。やっぱりうちが管理している、職員が管理していることについて職員の失態によって、こういう事故を起こしたということについては責任を感じております。

○議長（**渕野けさ子君**） 佐藤正君。

○議員（**14番 佐藤 正君**） 市長がそう言われるのであれば、それは仕方ありませんけれども、私はこれは施設をつくるのは市長ですが、施設の管理、責任者ということになると、やはりもし事故がある場合についても、市長もある程度の、職員ばかりでなくてそういうような責任が生じてくるんじゃないかと思うんですけども、それと今回の森林伐採による災害は人災か天災かという、私はあくまでも人災と思っております。

市長も御存知のように、これはちょっと冒頭で申し上げなければならなかったんですけども、現地まで市長、副市長もお二人で、現地の山頂まで視察に来ていただきまして、先般の議会でも伐採が進まないようにということで、大変な予算を議会の皆さん方の同意もいただきまして、そういうような形で解決ができたわけですが、これは私はあくまでも人災ですので、もう少し県のほうに圧力といいますか、もう少しお願いをしてもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、それではここでいつまでもあれしてもあれですから、次に2番目の飲料水対策でございまして、課長の答弁によりますと、各水源地は不足しているという、精いっぱいだというような、限界だというような答弁なんですけど、それでよろしいでしょうか。

○議長（**渕野けさ子君**） 水道課長。

○水道課長（**目野 直文君**） 水道課長です。先ほど言いましたように、現在川北及び乙丸水源につきましても、今いっぱいの状態でございます。

○議長（**渕野けさ子君**） 佐藤正君。

○議員（**14番 佐藤 正君**） わかりました。それでは、次に移りますけれども、湯布院の水を

将来的に庄内、挾間へという私は質問をいたしましたけれども、課長の答弁では湯布院地域ではそういった給水の限界があるというような答弁でございますので、私はなぜ、こうした挾間、庄内地域に水の供給ができないかという質問をしたのは、挾間地域の現在の浄水場において、平成20年度でございますけれども、汚泥処理費が年間約2,700万円、これは徳山セメントまでトラックで汚泥の運搬する諸費なんです、それに動力費が年間1,500万円、薬品が年間1,000万円で合計年間5,200万円ほどかかっていますね、合併を4年たちました。4年数か月たちましたけれども、合併して約2億800万円ほどこの挾間浄水場にかかっている。

で、できれば塚原のあのきれいな湧水を、塚原経由でこの挾間町、庄内町にきれいな水を飲んでいただきたいというふうに、私は以前から気持ちを持っておりましたので、そういう形で市長のほうにお伺いをしたわけですが、大分川水系の山頂で最下流ですからね、取水でありますからいたし方のないことでございますけれども、挾間の方はどのくらいかわかりません。私の推定ですが、3分の1くらいの方は水を買って飲むとか、それから庄内町の男池にくみに行くとか、塚原の神社等の水源地に水をくみに行くとかですね、そういうような方がかなりおられると思いますし、そうしたこともたくさん聞いております。

それで、市長、この今私が年間5,200万円ほど年間かかっているということは、市長御認識があったかどうかわかりませんが、これだけの予算を年間費やすよりも、どこかこうした浄水のとれるところ、湯布院から引くのであれば、無理であればそういうようなところがないのかどうか、これまで検討されたことはございますか。

○議長（**渕野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 検討したことはありません。

○議長（**渕野けさ子君**） 佐藤正君。

○議員（**14番 佐藤 正君**） それは、市長、やはりこういうような水をですね、大分川の、我々は本当に一番上の上流ですから、きれいな水をとということでいち早くやっぱり、場所は私わかりませんが、そういうような体制をとって、きれいな水を飲んでもらおうと、そうすれば自然的にこうした経費もかからないというようなことで、そういうことでよろしく願いをしておきます。

それから、次に移りますけれども、川北水源、水源地周辺の治山対策でございますけれども、これは水道課長のほうから私に答弁をいただきました。できれば、私は市長か副市長に答弁をいただけるんかなというふうに予測をしてみたんですが、これはあえて申しますと、平成21年の6月の6日に川北水源に隣接する湯無田保安林の25ヘクタールに及ぶ違法な伐採行為が行われたという旨の地元から連絡を受けまして、即現地に調査を行いまして、それから先ほども申し上げましたように、市長と副市長、また県の方々と調査を行ってところで、県の許可とは異なる違法な

手法で大型重機等々を入れて、無許可の仮設道路を設置して伐採を行っていたと。そのために、6月28日から29日にかけての豪雨によりまして仮設道の掘削の土砂が水源地に流入にして、水道管かんがい用水路に多大な被害を与えたものであります。

この川北水源は、約5,000人の給水人口を有する重要な由布市水源地でもあります。早急な災害防止策、また安全性の供給について平成21年8月3日に、地元自治区の区長さん2人、そして湯布院出身の同僚議員の皆さん方にも御賛同いただきまして、市長に要望書、早急な対応をしていただきたいと。安全な水が供給ができるようにというようなことで、市長に要望いたしまして、その足で市長にも大分県の振興局長のほうに一緒に出向いていただきました。

そのときには、大変残念なことに振興局長には会えなかったんですが、前日は連絡をとって何時に会うというようなことで、我々朝早くから市長室に訪れて、そしてバスで振興局まで行ったわけですけども、不在というようなことで、これはやはり市長、よく言われます縦割り行政、横の連絡がとれていないというようなことではないかと思うんですよね。わざわざ皆さん御賛同いただいて、わざわざ大分までバスで出かけて行って空振りで帰ったという、こんな情けないことはないですよ。

だから、何度も言いますが、本当に縦割り行政と言われるのはこれもう仕方ない横の連携がとれていない。まあ、縦割り保育というのは、これは私は大変いいことと思うんですけども、縦割り行政があっちゃならんというふうに考えますけども、市長の見解はいかがですか。

○議長（**渕野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） せっかくバスを連れて行って振興局長、目的の方に会えなかったというのはどういう連絡の不徹底かわかりませんが、これはきちんとやっぱりやるべきであるというふうに私は考えております。

○議長（**渕野けさ子君**） 佐藤正君。

○議員（**14番 佐藤 正君**） 副市長、いかがですか。

○議長（**渕野けさ子君**） 副市長。

○副市長（**清水 嘉彦君**） 大変申しわけございません。私のほうで8月3日のこと、今よく覚えておりませんが、基本的には県のほうに問い合わせるときには担当課のほうから県のほうの日程を調整してやるというルールで、基本的にはよっぽどの行事が向こうが入らない限りは連絡がとれて対応できるというのが通常であると考えておりますし、そういうことがあったということは十分認識して、今後そういうことのないように努めてまいりたいと思います。

○議長（**渕野けさ子君**） 佐藤正君。

○議員（**14番 佐藤 正君**） わかりました。水源地の治山対策について、副市長もう少しお伺いしますけども、副市長は県におられて、土木関係についてはもうプロのプロと私は思ってお



話をしているんです。地元と。それで、私はそういうような話よりも早く先ほど副市長、ちょっと道路の関係を言われましたけども、この道路はあの水源地は百数十年、先人たちのおかげできれいな湧水、飲料水として使っていたわけですけども、あの道路を筆界未定があるから要するに工事がおくれたなんかというのは、そんなばかげた話はありませんよ。そうでしょう。

水道課長にも私、ちょっと質問しますけども、筆界未定が何カ所、2人ほどあってどこに住んでいるかわからないから、水道工事の工事もできなかったというようなことで、今回減額を700数十万円して、また今回の予算計上をしておるんですが、本気で水源地の今、市長も副市長もよく御存知と思いますが、宙に浮いているんですよ、水道管が、配水管が。ましてや、大雨が降っても水路の中に高さが2メートル50ちょっとしかありませんけども、これに土砂が入ったら、空気口から土砂が入ってもう全くあの水源地は使えないというこういう状態なんですよ。それを道路の筆界未定で、どこに行っているか行方不明でわからないから工事にかかれなにか、これはもう本当に行政の怠慢ですよ。市長、そう思いませんか、いかがですか。

○議長（**渕野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） おっしゃるとおりでありまして、これはもう早急にやらせたいと。

○議長（**渕野けさ子君**） 佐藤正君。

○議員（**14番 佐藤 正君**） くどくど言っても仕方ないこととございますのであれですけども、とにかく先般の議会で私もこの問題を取り上げて一般質問をしたかったんですけども、大変な市長も副市長もまた担当課も本当に誠心誠意ある、災害時のときに現地に来ていただき、何度も来ていただいて、あのきつい山の頂上まで市長も上がっていただいたと。木を引っ張りながら現地を上がってくれたということで、地元の方も大変喜んでいたわけですよ。そして、何とかやってくれるだろうというようなことがあったものですから、私も先般、きょうまで一般質問を控えたわけですけども、何と進捗状態がないというようなことで、きょうに至ったわけでございます。

できるだけ、この治山対策と水道管の、もしその道路の進入路の関係ですね、これは作業道ですから、ちゃんと開発業者とも地元とも話し合いができておりますので、あの水源地の治山対策じゃなくてですよ、水路の水道のパイプの入れかえ、あるいはため池の補修等々は、それは地元と協議をすればできることですから、できれば早急な1日も早く対応していただきたいというふうにここで再度お願いをしておきます。

それから、教育施設への水源確保対策でございますけども、湯布院のスポーツセンター、それから湯布院中学校、由布院幼稚園とありますけども、この施設への1日あたりの給水量、また年間の給水量を水道課長、わかれば教えてください。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） ちょっと私が知っている範囲以内のことをお答えしたいと思いますが、教育施設への水源確保というのは非常に重要な問題で、1日ストップするとこれは大変なことになると認識しているわけですが、該当する大きいところは湯布院中学校ですが、現在1日平均水道使用量がおおむね40トンと推計されています。受水層に常時10トン程度が貯水されているようになっておりますが、水道水の供給が停止した場合は、やっぱり水道課と連携して対応してまいりたいと思います。節水に努めながら、給水車で補給することで、通常の学校生活への対応が可能であろうかと考えておりますが、長期にわたるといことになると大変なことになろうかと思っております。そういう場合には仮設トイレの設置だとか、生徒の水筒持参等の対応策が必要だろうと思っておりますが、やっぱり抜本的なことがないことには大変なことになろうかと思っております。

○議長（淵野けさ子君） 佐藤正君。

○議員（14番 佐藤 正君） 教育長、今の御答弁ですけれども、学校施設もし万が一ですね、これはあっちゃならんことですけれども、災害が起きて給水停止になったということになりますと、今の生徒さんが仮設トイレでトイレに行きますか。私は、恐らくそれは利用しないんじゃないかなと思います。まず第一経験がないですよ。そういうようなことで、やはり市長これは1日も早くこの教育現場をこうした学校施設、あるいは幼稚園、それからスポーツセンター、それから湯布院厚生年金病院ですね、これは最大な量を使うわけですが、あそこまで行っているんですよ。こうした大量な水を使うところに、まだもとの送水管が基礎のまま宙に浮いてそのまま放置しているということは、これは大変なことなんです。市長もやっぱり教育の出身でございますから、こうした教育現場には特に力を入れると思うんですけれども、私はこれがいつまでも遅延してということについてはどうもおかしいなというふうな気がします。

教育長、再度お聞きしますけれども、今私が教育長にお伺いしたことについて、教育長のお考えはいかがですか。

○議長（淵野けさ子君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） もう短期間の場合には何か応急措置でできるかなと思っておりますが、もう長期になった場合にはもう正直言って大変な事態になろうかと思っております。現実問題こう、頭の中にそういう長期にわたって断水があった場合に、どんな絵が描けるかという、非常にもう残念ながら絵が描けません。それに対応するためには、やはり水源の確保というのを早急に行っていただきたいという思いが強いです。

○議長（淵野けさ子君） 佐藤正君。

○議員（14番 佐藤 正君） はい、わかりました。それじゃあ、次に移らせていただきます。

市の水源管理についてでございますけれども、平成21年の1月28日、市長も先ほど言われましたけれども、乙丸水源地において施設外部への塩素が流出して、隣接の水路へ流出して養魚場へ

流入したと、事故でありまして、これは約鮎が5万匹の被害にあったということで、賠償額132万9,000円余り、保険の分で114万9,000円余りの、余りこれ大した支出はないですけども、職員の今、市長が言われましたけども、3名の、訓告1名で嚴重注意を3名行ったというようなことで、先ほども私は市長の水道管理者としての責任があるんじゃないかと、何で市長が責任をとらなかったのかというようなことは、この辺も踏まえて私は質問をしたんですけども、私には責任はないというようなことですので。

それですね、まず第一にこの水路は川北地区の宮川水路組合が維持管理をしております、かんがい用水路としても利用しております、被害にあった養魚場には若干の水を提供しているという立場なんですね。それを、どこでどう間違えたのか、宮川水路組合には一切川北地区にはこうした塩素が川に流れたのでというような、区長さんあるいは関係水路組合長さんにも報告もないということで、周知徹底が欠けていたのではないかとということですけども、この辺水道課長いかがですか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 水道課長。

○水道課長（**目野 直文君**） 関係各位の皆さんには連絡がついて当時なかったということです。

といいますのが、下の養魚場のほうで塩素測定をしたところ0.03でありましたで、そこで当時連絡が落ちていたということですが、これからはどちらにしてもそういうことなくして連絡の徹底はしてまいりたいと思っております。

○議長（**瀧野けさ子君**） 佐藤正君。

○議員（**14番 佐藤 正君**） わかりました。次に、水質検査についてちょっとお伺いしますが、由布市の水質検査において薬剤師会、大分県薬剤師会に依頼をしておりますけども、この業者にもう数十年来、これは他市町村もそうでしょうけども、ここに全部委託しているということですけども、この内容について課長少し聞かせてください。

○議長（**瀧野けさ子君**） 水道課長。

○水道課長（**目野 直文君**） 大分県薬剤師検査センターの水質への依頼でございますが、議員さんも今申されましたように県内の市町村ほとんどが委託しております。といいますのは、金銭的にいたしましてもまだそう高くというんですか、ほかのところから見てもありませんし、今ここの中で（「単価はいいです」と呼ぶ者あり）はい。厚生省での水質検査をする機関に対しまして、水質検査の制度管理に対する制度調査というのがあります。で、その中で県内の他業者ではこの中でS、A、B、Cとあるんですが、薬剤師会のほうはSで満足となっております、他社につきましてはそこまで至っていないのが現状でありますし、ここで今までの水質検査データ等も全部薬剤師会のほうにありますので、信頼が一番置けるということで、安かろうだけはいけないということで現在薬剤師会のほうと委託契約してまいっております。

○議長（瀧野けさ子君） 佐藤正君。

○議員（14番 佐藤 正君） 私が言っているのは、もうこれは数十年来、見積もりもとらない、もう随契、ずっと随契なんです。これ私、建設委員会のときもお聞きしたことがあるんですが、これほかの部署だったらこの随契じゃいけませんよ。説明の中ではタンクローリーを持っているということでしたけども、給水が不可能な場合には薬剤師センターしか給水車を持たないんだと、そういうようなことで随契をやっているんだというような答弁だったんですが、やはりここは市長ですね、もう一度ちょっと踏み直してですね、随契ということはどうかというふうに私は思いますので、この辺もまた検討してください。もう時間がありませんので。

それとですね、今申しましたように、給水車については私、川北水源のことで大変心配しておりましたので、湯布院駐屯地で湯布院の同僚議員全員とまちづくりについて司令、業務隊長ほか数名の方と懇談会を行ったときに、もし万が一由布市内において給水停止、何らかの事故で給水停止が生じたときには、タンクローリーの出勤方についてはどうだろうかというふうに私はお聞きしたんです。そうしたら、司令も業務隊長も大幅な供給であれば県知事の要請があれば、すぐにでも由布市内であったらいつでも間に合いますよと。

で、もし足らなければ県外からでもタンクローリーを引っ張ってくる、大型のですね。そういうようなもう、本当に即対応可能という御回答をいただきまして、駐屯地を有する自治体として大変力強いありがたいお言葉をいただきましたので、その辺市長に御報告をしておきます。

時間がございませんので、大分川水系の宮川の災害防止ですが、毎年梅雨時になると、この川上の宮園地区においては高速道路や九州横断道路、また周辺の水路から農業水路に侵入して、先ほど市長は宮川河川が増水するから、そこに来るんだということなんですが、そうじゃなくてこれは高速道路から、いやいろんな横断道路からの来る水がここに集中して、そしてこの宮川地区に床上浸水、あるいは道路にもう車も通れないような状況になるというような状況なんです。これはもう、数十年前から私も旧湯布院町のときからも議会で何度もお願いをしてきたんですけども、いまだに解決ができていないということで、地域住民の方は雨期時には道路と初農地が境界が見えないほどの雨量で、災害時には車の通行も不可能で、避難のときにはゴボートで避難をす。買い物にも行けないというような状況が続いているんです。

だから、宮川河川が、これが川床掘削をされても、全然水系が違いますので、またその辺も何とかこの用水路に流れ込む雨水の流れをやわらげられるような修復工事を、1日も早く何とかやっていただきたいなというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

この辺で、まだほかに聞きたいことがございましたけども、時間がありませんので、私のこれで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（瀧野けさ子君） 以上で、14番、佐藤正君の一般質問を終わります。

.....  
○議長（**瀏野けさ子君**） ここで、暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前10時58分休憩

.....  
午前11時10分再開

○議長（**瀏野けさ子君**） 再開いたします。

次に、2番、廣末英徳君の質問を許します。

○議員（**2番 廣末 英徳君**） 2番、廣末英徳です。議長の許可を得ましたので、一般通告させていただきます。

何か非常に新人議員ですので、緊張しております。4点について質問させていただきます。

まず、1点が地球温暖化対策について。まず、4点ほど質問させていただきますが、1点目から地球温暖化対策について、2点、原野等の野焼き対策について、3点、鳥獣被害の対策について、4点、湯布院地域の渋滞対策と駐車場対策について、4点ほどお伺いいたします。答弁者は、市長及び担当部課長をお願いいたします。

その前に、私きょうは7番目の一般質問になりますが、皆さんから一般質問の先にお話をしていましたので、私なりに近況の話をさせていただきます。まず最初に、冬季バンクーバーですか、オリンピックがありました。私としては寂しい、特に女性が今回のオリンピックは頑張られたと思うんですけども、真ん中に日の丸がなかったと、その中において国歌を聞けなかった。この寂しさがありました。次期に期待したいと思います。まして、大分合同新聞の県内一周駅伝がありました。私も議長の公務で私が文教民生委員として代読をさせていただきました。そのときに、一言ですね、シニア、これもまた女性がよく頑張ったと、特にシニアの方は区間新記録とか、残念なことにA部になりませんでしたけども、来年はA部を目指して頑張ると、特に3万7,000人の私たち由布市市民の代表である。この力走に対して敬意を表するわけですけども、子どもたちが、小学生がどこに行っても皆さん旗を振っているんですよ。私が今考えてみますと、50数年前、当時、もちろん大分郡でチームに出ていました。雪の降る中、小旗を持って応援したのを覚えているんですけども、そのときにいつも後ろのほうばかりだったですね。今は違います。いつも先頭集団に入っていきます。これも誇り高きに思っております。

時間の都合で先に行かせていただきますが、ハイチ、チリ、地震とありましたが、大地震とありましたが、昨今では巨大地震と出ておりますね。これだけ被害が大きかったということでしょうけども、日本の裏側で起きた地震が津波で日本の国まで到達すると、日本にも被害があったと、先輩議員の皆様もそういう話をされていましたが、すごく怖いことですね、忘れたころにやってくる災害、ヨーロッパのほうでは暴風で40メートル、50メートルの風が吹いたとか、沿岸部

では8メートルの高波が寄せてきたと、こういう恐さの中です。今の地球はおかしい、それよりか怖いと言ってもいいんじゃないでしょうか。私どもが常日ごろ市長の指針に中にもありますように、忘れたころやってくる災害、この危機感を職員も持つべきだという指針が入っております。後ほどその件についても触れさせていただきたいと思いますが、それでは通告してはいますまず1点目からの質問に入らせていただきます。

地球温暖化対策について、今世界ではさまざまな地球温暖化現象が起これ、地球の危機と心配されているが、由布市として温暖化対策にどのような考え、取り組みをしているのでしょうか。

1点、地球温暖化対策の現状と今後の取り組みの考え方は。2点、行政の検討機関はあるのか。また、市民レベルで取り組み内容や行政機関と連携はあるのか。

2点、原野等の野焼き対策について。湯布院地域の野焼き事故を受けて関連する市の条例を改正したが、その後関係する地域に対して、また行政としてどのような方針で取り組んでいくのか。1つ、現状に対する行政の認識ととらえ方について。2つ、今後の野焼き時の体制や対応策の具体的な内容は。

3点です。鳥獣被害の対策について。鳥獣の人間への被害は、今や山間地域はもちろん、隣接する街中まで及んできている。市内の山間地域や、周辺地域の現状を聞くと農産物への被害は年々増し、農業経営者に大きな影響を与え、安心して生活できない状況であると考えます。1つ、市の鳥獣被害の現状をどのようにとらえているのか。2つ、今後の市の対応策は。特に、山間地域や小規模集落に対する具体的な対策はあるのか。

4点目です。湯布院の地域の渋滞対策と駐車場対策についてお伺いします。1つ、湯布院の観光はこれからシーズンになりますが、高速道路の無料化や外国人観光客の増加によるレンタカーの乗り入れが増加しているが、この渋滞対策の行政の対応は。2つ、民間の企業同士、信用金庫とホテルの駐車場相互乗り入れ等、既に実施しているが、この制度を積極的に導入・普及する考えはないのか。3つ目です。市有地の駐車場としての開放や周辺郊外に大型駐車場を設置する構想があったが、実現化する考えはないのかについて4点ほど、大きく4点ほどお伺いします。お願いいたします。

○議長（淵野けさ子君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、2番、廣末英徳議員の御質問にお答えをいたします。

最初に地球温暖化対策の現状と今後の取り組みの考え方はということでございますが、地球温暖化問題は人類の存続にもかかわる世界共通の課題として取り上げられておまして、我が国においても鳩山首相が率先して日本における二酸化炭素の削減目標を表明するなど、世界に向けての取り組みを促しているところであります。

また、大分県におきましても、平成18年に大分県地球温暖化対策地域推進計画を策定いたし

まして、具体的な削減目標と推進計画を掲げ、取り組んでいるところであります。由布市におきましても、ごみの分別徹底やレジ袋有料化によるマイバックの推進など、市民への啓発を図っているところであります。さらに、由布市も一つの事業所として具体的な削減目標とその取り組み方法を掲げるために、「由布市温暖化対策実行計画」の策定に向けて排出実態の把握を行っているところでございます。

次に、行政の検討機関はあるのかということでございます。また、市民レベルの取り組み内容や行政機関との連携はどうなっているのかということでございますが、検討機関は設置をしておりますけれども、由布市地球温暖化対策実行計画におきまして、実行計画推進会議の設置を予定しております。その中で由布市としての具体的な取り組みを検討してまいり予定でございます。

市民レベルでの取り組みといたしましては、平成19年度に地球温暖化対策推進法第26条による由布市地球温暖化対策地域協議会を立ち上げ、現在活動計画に基づきまして、市民に対する広報啓発、講演会の開催などの取り組みを行っているところでございます。行政機関との連携につきましましては、地域協議会への助成とともに、事務局庶務として職員の配置、そして配置を行い連携をとっているところでございます。

次に、湯布院地域の野焼き事故を受けて、関連する市の条例を改正したが、その後関係する地域に対して、また行政としてどのような方針で取り組んでいくのか、現状に対する行政の認識と考え方についての御質問でございますが、市といたしましては今年の塚原地区の野焼き事故を受けまして、町内に野焼き対策検討委員会を立ち上げまして、塚原地区で火入れができなかった部分の野焼きの実施や、安全な野焼きのあり方などについて協議を行うとともに、野焼き実施団体の意見を伺いながら、野焼きの現状とそれぞれが抱えている問題点をお聞きしてきたところであります。

また、牧野の維持には野焼きは必要な作業であるとともに、野焼きの継続は原野の荒廃を防いでいるということにつきましては、私としても強く認識しているところでございます。しかしながら、野焼き実施団体におきましては、組合員の高齢化、それによりまして野焼きへの参加者が減少して、野焼きを継続することが困難になってきている団体があることも私は認識をしております。

特に、塚原地区におきましては、本年の野焼きを実施しない旨をお聞きいたしておりますし、つい先日も原野の不審火災が発生いたしておりますので、関係職員で構成しております野焼き対策検討委員会で対応を協議してまいりたいと考えております。

次に、今後の野焼き時の体制や対応策の具体的な内容についてお答えをいたします。先ほど申し上げましたように、野焼きを継続することは牧野の維持に重要な役割を果たしていることは十

分承知しておりますので、今後も野焼き実施団体の意見をお聞きするとともに、農政や林業、観光や環境などさまざまな方面から支援や協力ができないか、協議をしてみたいと考えております。

次に、市の鳥獣被害の現状をどのようにとらえているかということでございますが、由布市におけるイノシシ、シカ、猿による農作物被害は、件数、被害額ともに年々増加傾向にあることを認識いたしております。市といたしましては、由布市鳥獣害防止対策協議会を設置して、その対策計画を定めて由布市猟友会の協力を得ながら駆除にあるとともに、ハコワナや電気防護さく等の設置に支援を行っているところでございます。平成21年度におきましては、このような事業の成果として捕獲頭数が増加いたしましたところでございます。今後も山間地域や小規模集落への被害防止対策を、関係機関と協力いたしまして継続した取り組みを行っていくことによりまして、被害の軽減に努めたいと考えております。

次に、湯布院地域の渋滞対策と駐車場対策についてお答えをいたします。湯布院地域では、国民保養温泉地の指定を受けまして、市民と訪れる人々が共存できる潤いのあるまちづくりを進め、全国屈指の温泉観光地を築いてまいりました。こうした中で、湯布院中心地での交通渋滞と駐車場問題は、湯布院地域におきまして大変重要な課題であると、私も認識をしております。

そこで、議員御質問の渋滞対策であります。観光車両が特に多くなる5月のゴールデンウィークには、臨時駐車場を設けるとともに、湯布院観光協会やボランティアの方々と湯布院庁舎の職員が協力して、駅前通りを中心に駐車場案内を毎年行っているところであります。

次に、民間企業の駐車場相互乗り入れ策についてでございますが、5月の連休時には市庁舎をはじめ、民有地を借り上げ臨時駐車場としておりますし、金融機関や商工会の御協力をいただき、それぞれの駐車場を開放していただいております。今後も企業と旅館、ホテルなどが相互に協力できる態勢づくりを積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、郊外での大型駐車場の整備についてでございますが、現在南由布駅前に駐車場を整備する予定にしております。いずれにいたしましても今後につきましては総合的な対策を検討していかねばならないと考えておるところであります。

私の答弁は以上でございますが、あとは担当課長で答えさせます。

○議長（**刈野けさ子君**） 廣末英徳君。

○議員（**2番 廣末 英徳君**） 再質問はこの席で行わせていただきます。

まず、1点目の市長の答弁の中で今、平成19年度に地球温暖化対策推進法第26条による由布市地球温暖化対策協議会を立ち上げた、こういう話がございました。現在は、活動計画に基づき市民に対する広報啓発、講演会の開催など取り組んでいると、そういう話がありましたが、私もこの講演会に参加させていただきました。

前にいらっしゃる瀧野議長、田中議員もこの協議会に参加されているようで、山下会長のもと、59名で構成されているみたいです。資料をいただくと、特に山下会長のもと庄内の方が多くて、湯布院、挾間が少ないんですね。これを見ますと、立ち上げたのが19年ですか、議長、田中さん、19年で協議会立ち上げたんですね。これを見ますと、今現状59名と、庄内が23名、湯布院が16名、挾間が19名の協議会名簿を見ますといらっしゃいます。もう少し、4年もたつてもう少しこの協議会が、市長がおっしゃっています地球温暖化とかいうのは環境問題だ、一人一人の個々の問題が大きいんだと、そういうお話の中、資料には書いてありましたけども、もちろんそのとおりだと思います。団体が何とかじゃなく、一番大事なところは一人一人だと、もう少し協議会の充実を図ってほしい。

きょうも実をいうと、洗剤エコサンプルをお持ちしたかったんですけども、あまり議場の中ではそういうものを持っていっちゃいけないという、後ほどまた話をさせていただきますが、ジェットシューターもそういうことで、洗剤等も皆さんのためにつくっておられます。素晴らしい会なんですけども、もう少し庄内じゃなく挾間も湯布院にも広めてほしいなど、そういう話であります。

市長の施政方針の中で、地球規模での環境問題が深刻をしていく中で、私たち今さっき言いました一人一人が身近なところから温室効果ガスを減らす努力をすることが大切である。市長、そうですね。もうもちろんのことだと思うんですけども、私も思います。一人一人が一つの電気を消すとか、そういうことをやられています。自分のできることから始めたいと思います。私たち湯布院の議員が8名います。できるだけ1台の車で便乗して来ております。きょうも5名で来たんですけども、皆さん朝とか、朝方の用事とか帰るときに用事がありますので別々で来るときもあるんですけども、きょうも5名で来ました。多いときは8名で来たりしております。こういうことが常日ごろのエコ活動だとそういうふうに使われます。こういうことが大事じゃないか、自分のできるところからと、そういう意味で環境問題に対しては一番大事なことだと思うんですけども、特に大分県地球環境対策課というんですか、大分県地球温暖化活動推進センター、県との連携をとりながら、またより多くの方の参加、地域協議会が多くの方の市民参加で協力して一人一人がエコに対してCO<sub>2</sub>削減に対処してほしいと思います。

環境問題は、このくらいにさせていただく前に、ちょっと私、山下会長から本を見させてもらっていたんです。ハイチの地震の前です。私ちょっとチェック入っていたんですけども、ハイチと皆さん知っているとおりカリブ海ですか、ドミニカ共和国は、島がありましてちょうど真ん中からぱっと断ち切って、あれが国境だと思うんですけども、ハイチとドミニカ共和国の、「ハイチのある施策に基づき」ということで出しているんです。ドミニカ共和国は、別の施策に基づき森林を管理している。決してこの森林保全があったから、なかったから大地震が起きた、起き

たじゃなく、もし起きてもこれだけ森林保全しておればこんな災害は、こんな災害で終わったんじゃないか、本当にいい例だと思うんです。決して私見ていたのは、ハイチが地震が起きたから見たんじゃないです。もしよければちょっと回して、議員ちょっと、いやびっくりします。こういうことを知ることが環境保全、今地球が皆さん知っているとおりにもう、北極、南極、温暖化の恐さ、1度温度が上がることによってどれだけの氷河が、永久氷河が、凍結が融けていくのか、非常に恐い、もうぜひそれをちょっと回して見てほしいと思います。これで、ちょっと環境問題がなくなりますと、ほかのことがあと3点ほどありますので、移らせていただきます。

資料が多くてですね、それでは2点目の原野等の野焼き対策について市長のお話の中にありましたが、まず塚原の事故以来、役所内に野焼き対策検討委員会なるものを立ち上げていると、この協議をしてきたことがあるが、その構成メンバーとどのくらい協議をしてきたのか、その内容はどのようなことであったのか、担当課に説明を求めます。

また、先般私も22日、23日と議員18名で研修に行かせていただきました。熊本に産廃と、水俣と阿蘇、22、23日に研修に行かせていただきましたが、またその前にちょっと市長が、野焼きは必要であると認識していると答弁の中でおっしゃっておいりました。この阿蘇市でこの野焼きにちょうど担当課の方が野焼きの、何ですか、私たちと一緒にの牧野組合というんですか、お話を聞いたんですけども、阿蘇市のほうでは野焼きを実施している、グリーンストックという財団法人がありまして、このグリーンストックがボランティアを募集していると、阿蘇地域の野焼きを実施していますが、この由布市としてそういうそのボランティアを募集するような組織、財団法人をグリーンストック、までもいかななくていいと思うんですけども、野焼きボランティアを募集して野焼きが実施できるような体制を整えるべきと、私は考えるんですけども、いかがでしょうか。それについても伺います。

阿蘇を見ますと、阿蘇草原すばらしいですね。住民の皆さんより市、県外のボランティアの方が、自分たちが守っていくんだと。決してそこの住民じゃないのに、育てていくんだとそういうお話を聞きました。ましてや、その担当課長が牧野組合員であると、お歳を聞くと五十五、六才だったと思うんですけども、後ろから数えたほうが早い、これはもう由布市の高齢化とか市長も認識していると、高齢化はもう認識しているんだという話がありましたけども、当然由布市だけじゃなく、日本全国そういうことですよ。そういうお話を伺いました。

また、12月の補正予算で貸し出し用のジェットシューターを30基購入されたと思いますが、(発言する者あり)通して行きます。先輩議員のあれがありますけども、課長、一つずついったほうがいいですかね。私流で行かせていただきますので、頭に入れてください。ジェットシューターを補正予算で30基購入されたと思いますが、私も現場に入りました。2月の20日、2月の21日、並柳と湯の坪地域の方たちが、野焼きをされました。

私も一般質問をする前だったから、非常に混乱したんですけども、ことしも早くしたということで、今私が言いました20日の日と21日の日、1日違い、ほとんどが2月から3月の土日に行われると思うんです。

しかしながら雨が降ったり、気象条件が変わりますと重なることがあると。30基で足りませんと、特に最後の日にした温湯区の役員さんからお話をいただきました。今、市長が言われたとおりに、野焼きに安全を実施というのであれば、貸し出し用のジェットシューターをもっとふやして、野焼きが重なっても十分に貸し出せるように、整備しておくべきじゃないかと、今後ふやす考えがあるのか、お伺いしたいと思います。

続いて入ります。野焼きのことですので、また野焼きを実施するためには、9月から10月に阿蘇のほうではヤチギリと言われるそうなんですけども、防火帯切りを行います。市長が、組合員が高齢化してきていると、もう何度もおっしゃいますけども、わかっておるわけですね。そのとおりで、高齢者の組合員が野焼きに参加することでも大変なのに、その上、防火帯切の作業を行わなければなりません。野焼きをする側にとってはこれは大変な作業で、せめてこの防火帯切りを市が実施していただけないかということをお伺いします。

もう一つこの中につけ加えたいのが、並柳の野焼きのとき、20日の日ですね、12時30分に火入れをしたと。風の向きが悪かったから風下というんですか、から火をつけたと。30本くらいつけたと。物すごく緊張しております。並柳の場合は、噴霧器、自動噴霧器があるそうです。エンジンがついたですね、それを軽トラックに乗せて、ちっちゃな消防ポンプですよ。そういうのを持ってやっていると、そういうお話も伺いました。もしよければ防火帯切りに少しの御助成をいただければと、20日の日の、21日の温湯区の場合、今先ほど言いました30基では、実をいうとその前に議長にお願いしてジェットシューターをお見せしたかったんですけども、今ここに実際の消防団員は西郡議員と高橋議員が現職の消防団員として活躍されております。そういう方に、ジェットシューターちゃこういうことなんだと、こういうときに使うんだと。

なぜそういう話をするかという、ジェットシューターの大変さは多分担いで20キロから30キロ、高橋議員そのくらいですかね。自分のこと考えで私のを聞いてちよかんにや、笑いごとじゃありません。20キロ、30キロですね、担いでもし飛び火をした場合に走っていく、傾斜角度が15度、20度、30度あるとこを本当に高齢者が飛んでいけませんよ。ただ、20キロ持つだけで重たいのに、それを21日の野焼きのとき8時半集合、私が野焼きの18時30分だったと思います。点呼をとったのはその日に、そのときにいろんなことをお伺いしました。

多分、参加者はここにいらっしゃいます太田議員とか、地元の産業建設部長とか、局長とか、きょう来られていません消防長も地元の方です。どれだけ野焼きが大変か、高齢化しているということであるんですけども、もう一つ一番大事なことは並柳の火を入れるときに、市の職員が来

て注意事項をしたのか、21日に温湯区の野焼きのときに来て注意事項等説明したのか。それを入れまして再質問が4点ありますが、通していきますのでよろしいでしょうか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 廣末議員、質問が多岐にわたっておりますので、ここでちょっと切っていただいて、今答弁を執行部から求めたいと思いますが、よろしいですか。

○議員（**2番 廣末 英徳君**） はい。それでは1点目と2点目をお願いいたします。

○議長（**瀧野けさ子君**） はい。

○議員（**2番 廣末 英徳君**） はい——おれが言うたら悪いんか。（笑声）

○議長（**瀧野けさ子君**） 防災安全課長。

○防災安全課長（**河野 眞一君**） 防災安全課長でございます。廣末議員の御質問にお答えいたします。

内容がちょっと把握しかねるところもありましたが、1点目は野焼き対策検討委員会の内容と構成員のことでございますかね。その件と、2点目がボランティアの募集について、体制ということでございましょうか。——はい。

では、野焼き対策検討委員会につきましては、副市長を初め部長5名、それから消防長、それから関係課長ですね。農政課長も含めまして20名で構成いたしております。会議につきましては、昨年の事故以後、3回ほど開いております。その間に牧野の組合の方々との話し合いを持って、その意見を集約しながら、野焼きの今後のあり方など。それから当初では、塚原の野焼きをどのようにするかという検討をしてみました。それから最後のほうになりますが、条例改正の内容について検討をまいっております。

次が、野焼きボランティアの募集についてということでございますが、先ほど廣末議員が申されておりました、阿蘇のグリーンストックにつきましては、私どものほうでも大分調べさせていただいております、当初、私が防災のほうに着任いたしましたときに、この分につきましては、早急に問い合わせ、その内容について調査をさせていただきました。阿蘇のグリーンストックにつきましては、前にも太田議員のほうからも御質問がありまして、あそこは県知事が音頭をとられて財団法人を立ち上げております。賛助会員を募ってですね、企業とか個人の賛助会員を募りまして、相当の予算を持っておりまして、補助金などを含めてですね、ボランティアを募集しております、これが由布市におきまして、そのまま持ってこれるかという、今、検討委員会のほうでも話をいたしますが、なかなか厳しい面があるかというふうに考えております。今後はですね、農政部門あるいは観光部門、そういったところでの話も入れながら検討してまいりたいというふうに考えております。

それでは、もう3番目のジェットシューターの件でございます。議員が言われておりましたように、12月の補正予算で30基購入いたしまして、それで私どもは事足りるというふうに判断

いたしておりました。先ほど議員が申されておりましたように、並柳と、それから温湯区の野焼きが、ちょうど1日違いで実施されたということは、こちらも承知いたしております。並柳のほうでなくて、温湯区のほうがですね、ようけ貸してくれということで貸し出しをいたしましたんで、並柳のほうから申し出があれば困ったなと思っておりましたが、並柳のほうは、先ほど申ししておりましたように、ジェットシューターの借り入れの申し出はございませんでした。今後はですね、状況見ながら、必要であるというふうに判断いたしておりますので、少しずつ整備してまいりたいというふうに考えております。一挙に20基30基というのはなかなか厳しいかと思いますが、来年の野焼き、ことしは残りが、塚原を除きまして、あと4団体ぐらい野焼きがあります。これは庄内地域が3団体、それから湯布院地区は1団体残っておりますので、この分については、今申し出がまだありませんので、今ある分で対応できるかというふうに考えております。

それから4番目であります、防火帯の設置、市ができないかということでございます。これにつきましては非常に私どもも厳しい面がございます。それにつきましては、先ほど市長の答弁にもございましたように、原野の維持につきましては、野焼きは必要であるということも私ども認識いたしております。先ほども申し上げましたけれども、防災の係だけではなくてですね、農政部門、林業、あるいは観光部門や環境部門のほうでですね、この防火帯切りについて、助成や援助ができないかというようなことを協議してまいりたいというふうに考えております。きょう議員が申されましたようなことが、今すぐということにはなかなか難しいかと思いますが、今後、継続して協議をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、並柳の火入れのときに、職員、あるいは、温湯の火入れのときに職員が行っていなかったのではないかとございまして、私どもとしましては、申請を受けましてですね、この部分については、内容を確認いたしまして、気象の状況はですね、非常に、危ないという状況がうまれるようであればですね、その分について、地域に出向いて、中止なり、あるいは勧告なりをしたいというふうに考えておりましたが、当日はその分については、そういう気象条件ではなかったということもございまして。しかしながら、塚原事故受けてですね、その部分について、市のほうの、言うならば、姿勢というものが問われているということはわかっております。今後はその分についても検討委員会の中で協議をしながら、市のあり方を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（淵野けさ子君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） いや、私は、ジェットシューターの件も話そうと思ったが、課長が全部答えてくれ、前向きに検討するというのでよかったですと思いますが。

これから、野焼きにつきましてはですね、私自身も今現在行われている、できるところにつ

きましても、高齢化が進んで、非常に実施しにくい状態が将来的には生まれてくると思います。そういう意味で、防火帯切りにつきましても、それからいろんなことについても、どのような支援で、そして実施するかと。野焼きはしなくてはいけないと私は考えておりますので、どういう方法でやるかということも、ゆっくり検討して、前向きにまた、検討していきたいと。

○議長（**淵野けさ子君**） 廣末英徳君。

○議員（**2番 廣末 英徳君**） 時間の関係がありまして、申し訳ありません。市長、一番大事なことをですね、ジェットシューターとか、もう市長が、野焼き絶対必要なんだとおっしゃってるんですから、ぜひですね。もし、私もちょっとあれなんですけども、買う、買うというのか、ジェットシューターをどっか使ってない地区から集めるとかいうのも、市長、もちろんですが、課長、そういう。

そして、防災安全課がこれするか、これ多分、農政課の仕事じゃないんですか。それは別として、今後検討してもらおうということで。——多分私は農政課の仕事だと思うんです。野焼きってのは、市長もご存じの、ただ、野が荒れているから焼くと、そんな単純なものじゃないですよ。もちろん、今、市長おっしゃっていましたが。環境保全につながり、これが一番大事な、害虫ってということで大事なことだと思うんです。ぜひ、野焼きに対しては。ましてやですね、去年の、ちょうど私、湯布院の自治委員会議のとき、市長もご存じのとおり、市長とあのときに電話して、どうしようかって悩んだですね。その日です。非常に痛ましい4名の方が犠牲者になられたことで、特にことは、担当課並びに並柳、温湯区の火を入れるときに、慎重になって、お願いしますってこと、これは市の財産ですと。皆さまの財産ですということで、ごあいさつ、ひとつ、よろしく願いますは、私はなかったらばってん。ぜひ、その点を心に入れ、災害のないようにお願いするってということで、来年度から新たな気持ちで取り組んでいってほしいと思います。

そして、野焼き検討委員会が、今ありました20名で構成されていると。これあるんですけども、実際、市役所の中だけでいいんでしょうか。職員のこれ、今、お話を伺ってみると、市役所の中に野焼き経験者が10名とありましたけども、今、もう顔見てもわかります。市の職員で牧野組合に入っている方わかりますけども、私はですね、もうちょっと幅を広げないと本当の意味の対策検討委員会にならないんじゃないかと思うんです。4月8日に検討委員会開いたとありますが、この検討委員会というのも、あくまで塚原の残っているのを焼こうってことでされたとお話をお伺いしました。参加者が並柳の牧野の10名、若杉・温湯区の5名ずつと、湯布院の方面隊1部、2部の5名ずつと、こういうね、大事な方たちのね、野焼きの専門に意見をいただきながら、私は思います。1名ずつでもいいです。こういう方を検討委員会に入っていて、安全安心のための野焼きを実施してほしいと思います。

それからもう1点、時間がありませんので、市長、入りますけども、ぜひ、市長は高齢化と言

ってるわけです。だから、防火安全帯は、ぜひ補正でも組んで、9月、10月に焼かれる、お力をお借りしていただきたいんですが、ここで市長からちょっと答弁をお願いします。

○議長（**淵野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 先ほど申し上げましたように、この安全帯の防火線切りですかね、これについては、これからもっと幅を広げるとか、いろんなことも考えられますけれども、市として支援できることはどういうことがあるのか、そしてまた、どういう応援ができるのかということもじっくり検討してですね、防火帯が完全に切られるような状況に持っていきたいと思いますし、今はそういう状況じゃなくても、あと3年、4年先にどのようにしていくかということも含めて検討していきたいと思います。できるだけ支援を前向きで検討していきます。

○議長（**淵野けさ子君**） 廣末英徳君。

○議員（**2番 廣末 英徳君**） 市長、前向き。議事録に残っていますので、ぜひ、お願いいたします。

時間の関係がありますので、次の鳥獣被害の対策についてお伺いします。

由布市の鳥獣被害防止対策協議会を設置していると、由布市猟友会の協力を得ながら駆除に当たっているというお話もありました。ましてや、この件に関しましても、長谷川議員が12月議会で質問されていました。私もそれも含めながら、被害発生状況についてお尋ねしています。被害の発生状況。これ見ますと、びっくりしたのが、私は頭の中ではイノシシとシカとっていました。カラスがこれだけの被害があるとか。ましてや、日本猿の被害があるとは、もうびっくりしました。由布市はこれだけ広くなったんだなと。やっぱり、温度差が。議長も前にいますけども、あっちの温度差じゃない、こっちの温度差ですよ。10度違うっていうのが。つくづく痛感しました。その対策について、ここに出ていますので、どういうふうに対策していくのか。防護柵を市長がしていると言っていましたけども、私はこの被害状況で、以外に、耕作者の件数があると思われるんですけども、これ以外にどのぐらいあるのかと、推測でも構いません。被害状況を出している以外に、課長——あ、私が言ってもわるいですね。議長、お願いします。

○議長（**淵野けさ子君**） 農政課長。

○農政課長（**志柿 正蔵君**） 農政課長です。2番、廣末議員の御質問にお答えをいたします。

被害状況につきましては、市長が申しましたように年々被害が増加しております。19年を基本にして、20年については、これはもう概算ですけれども、400万円ぐらいの増加ということで、これは指数でありますけれども、出ております。また、言われるように、被害も、鳥獣についても、猿やカラス、そういうものが出ております。こういう多岐にわたる鳥獣害被害に対しては猟友会と協力しながら、それと電気柵、シカについては防護柵等を踏まえて、設置しながらですね、駆除に当たりたいというふうに考えております。

○議長（**渕野けさ子君**） 廣末英徳君。

○議員（**2番 廣末 英徳君**） 私が何を言いたいのかって、1番大事なことです。私どもも、この選挙戦の中に1番耳に入れたのが、1番大切なことは、特にお年寄りが精魂込めて、くわを一つ、トラクター、耕運機じゃなく、くわで一つずつ起こした田んぼに、こう、一生懸命、種からまいて、自分がつくっているのに、実りのときの収穫の喜びを味わうために、そのときにイノシシや、またカラス、このショックは何とも言えない。「英ちゃん、どねえか、あんたに言ってもしょうがないけどなあ」っち。だけど、ばあちゃん、涙潤んでいました。それが、私思うんですけど、休耕地にあると思うんです。ただ、ばあちゃん、話し聞くと、「まんごに農薬は入ってねえ、曲がっちゃっていいんじゃ」っち。「まんごに食べさせてえんじゃ」っち。「そしたら、年中、それを楽しみに帰ってくるんじゃ」っち。「ばあちゃんがつくった、まんじゅうを食べさせてえんじゃ」っち。「それ、まんごが楽しみにくるけん」っち。「けども、もうしれん」、それが、市長ですね、さっき言われました、私、休耕地になると思うんです。それが休耕地が重なったですね、耕作放棄地につながっていくと思うんです。ここなんですね、一番大事なことは。休耕地って、もう、そのときちょっと休んだ。1年、2年っていったらもうだめです。ここなんですね。ぜひ、これ見ますと、先ほど正議員もおっしゃっていましたが、縦割りで、各振興課にある農政担当者人数が少ないです。3町の各地区に行けません。行けるとしたならば、間違いなく行けるとしたならば、民生委員とか、自治委員とか、地区の農業委員がいるわけです。こういうことにきめ細かな情報入れながら対処してほしいと。ただ大根1本、ばかにするんじゃない。ばあちゃんが一生懸命、じいちゃん、ばあちゃん、お年寄りがつくった作物を大事にしてあげる。それが私たちの使命だと思うんです。話を聞いてあげるだけでも喜ぶます。ぜひ、その点にも御配慮をいただきながら、進んでほしいと思います。

残り時間がすんでますので、次に行かせていただきます。——その前に、ちょっと、課長、今、ちょっとお伺っていいですか。いいですか、課長。——はい。大事なところですので。

課長ね、今、私が言ったのが、縦割りで人数が少ないと。もう充分承知しています。そりゃ、私たちが行って聞けばいいんですけども、そういう人たちにどうやって行ってもらえるのか、情報が入ったときに対処できるのか。

○議長（**渕野けさ子君**） 農政課長。

○農政課長（**志柿 正蔵君**） 農政課長です。御質問にお答えいたします。

各地域での被害に対する御報告は自治委員を通じて、それから各地域に猟友会の方もおられます。それから地域振興課を通じて我々のほうに情報入りますので。

それと、きめ細かなということで、我々も出かけながらやっていきたいと思っておりますので、できるだけ多くの方からの情報をいただければ、それに対して対処したいと思っております。

○議長（**瀧野けさ子君**） 廣末英徳君。

○議員（**2番 廣末 英徳君**） はい、ありがとうございました。それでは次に移らせていただきます。

湯布院地域の渋滞対策と駐車場対策についてですが、お尋ねします。20年、21年度、湯布院の観光客数がどれくらいあるのか。400万人、380万人と言われていますが、その実態は。特に、今、市長の答弁でもありましたけれども、5月の連休の大体どのくらいあるのか。おおよそでよろしいです。客数、車の台数まで。各種団体のボランティアの方々の人数は。各種団体と、市長、ありますけども、観光協会もちろん、旅館組合、商工会、それから市の職員と、こういうことは交通整理に当たっていると思いますけども、その点を御質問します。

○議長（**瀧野けさ子君**） 商工観光課長。

○商工観光課長（**松本 文男君**） 廣末議員の質問にお答えをいたします。

観光客数でございますが、暦年ですね、平成20年の数値が正確に出ておりますので、それによって報告をしたいと思います。

湯布院への入り込み客が383万人でございます。そのうち宿泊数が78万3,000人、それから日帰り客が304万人でございます。そのうち外国人客数が20万5,000人。車の台数っていうのは推計がなかなかとれないんですけど、高速道の湯布院料金所の通行量がわかりますので、その数値によって推計をしていきたいと思っております。21年度が、4月、5月、6月で見ますと、4月が13万9,000台、それから5月が17万3,000台、6月が13万6,000台ということで、5月の連休、ゴールデンウィークを見ますと、約4万程度が普通の月より多いということで推計をされております。

そういうことで、5月の連休は車が多いということになろうということだと思っております。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） 廣末英徳君。

○議員（**2番 廣末 英徳君**） ありがとうございます。時間の関係で申し訳ありません。これだけの人が来る。車が来ると。それではびっくりしますね。なぜならば、5月の連休の、ことしは28日から5日までですので、7日間だと思っておりますけども、私は由布見通りってここに住んでるんです。5月の連休は大分県で1番混む、由布見通りどおり。駅から金鱗湖まで40分かかるといいます。普通でいったら車で5分ぐらいですよ。つまり、一寸ずり、歩いたほうが早いという状況なんです。そういうところで、観光協会とか、旅館組合、商工会、市の職員の皆さまがボランティアで行われております。これに対して、ほんと厚く敬意を表すものですが、1番大事なことは事故のないよう、お客さまに真心を持ってサービスをします。それが、あすへの湯布院の観光につながっていくんだと思われま。

時間の関係で、また改めて、次回のときにいろんな質問させていただきたいと思います。ちょっと、ふなれな点がありまして、市長にもいっぱい約束事を守っていただきまして、ぜひ、実行していただきたいと思いますので、これで廣末英徳の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）どうもありがとうございました。

○議長（**瀧野けさ子君**） 以上で、2番、廣末英徳君の一般質問を終わります。

.....

○議長（**瀧野けさ子君**） ここで暫時休憩をいたします。再開は13時といたします。

午後0時05分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（**瀧野けさ子君**） 再開いたします。

西郡議員から、所用のため、午後1時から午後2時まで欠席届が出ておりますので、許可いたしました。

ここで教育委員長の出席を求めています。

次に、7番、高橋義孝君の質問を許します。

○議員（**7番 高橋 義孝君**） 7番、高橋義孝です。

質問に入る前に、平成22年度の一般会計予算案についてですけども、国、地方の混迷する状況の中、不透明さなども多くあったことと存じます。そのような状況で由布市の予算編成は大変厳しいものがあつたのではないかと存じます。しかし、限られた範囲ではありますが、政策的予算が積極的に措置され、チーム、奉文といいますか、そういった執行部が一丸となって取り組まれた予算であるというふうに感じております。とりわけ、財政課の説明資料は非常にわかりやすく、うまくまとめられておりました。予算案成立に至るまでの御尽力に対し、首藤市長初め各部長、各課長及び職員の皆さま、そして、長谷川課長の御尽力に敬意を表す次第であります。この予算が市民の期待に添えるものとなるよう、事業の内容、市民サービスの向上の観点からも慎重、審議をする所存であります。

それでは、議長の許可をいただきましたので通告に従い、一般質問をさせていただきます。しばらくの間、おつき合いをいただきまして、後ほど、御意見、御批判、御叱声をいただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、今回大きくもう1点についてのみ質問を通告させていただきました。毎月、二、三度ほど、政策研究をしているグループがありますけども、そこで出されたことを中心に、今回も質問させていただきたいと思います。

行政運営の基本姿勢について、これは市長部局、行政部局ともにでありますけども、基本とな

ることについてお伺いさせていただきます。

まず、これまでの行政運営、融和行政の成果と課題について、どのように分析され、どう評価されているのか、お聞かせをください。各行事、各委員会、各種団体などのあり方についての事例があればお示しください。とりわけ、成人式のあり方、消防団のあり方について、どのようにお考えであるか、お聞かせください。

次に、合併前の名誉町民の取り扱いについてお聞きをいたします。

慣行の取り扱いについては、合併協定により新市において決定することとなっています。どのように認識され、どう対処されたのか、お聞かせをください。

次に、国旗国歌についてお伺いいたします。国旗及び国歌法の制定から11年がたとうとしています。法制定の経緯から言えば、自然のうちに定着させることが法の趣旨であると思います。

まず、1点目として、市内公共施設における国旗掲揚、掲示の状況についてお聞かせをください。

2点目として、市内の状況を見ると、祝祭日における国旗の掲揚は少ないようです。市民への啓発についてどのようにお考えであるか、市長の御所見を伺います。

3点目として、卒業式や入学式における国旗掲揚、国歌斉唱の実態について、現状をどのように認識され、どう対処されるのか、お伺いをいたします。

あわせて、平成21年第1回、ちょうど1年前ですけれども、定例会の一般質問で、国歌斉唱がなされていない状況を指摘をいたしました。清永教育長は、「重く受けとめなければならない。法に基づいた指導をしてみたい」と答弁されています。その後の指導はどのように行われているのか、また、改善がなされたのか、お伺いをいたします。

次に、平和教育についてお伺いをいたします。

去る2月に、市内のある小学校で行われた平和教育において使用された教材についてお伺いをいたします。内容を見て、あまりに偏った内容であり、適切な教材であるのか、疑念を抱かざるを得ませんでした。

まず、1点目として、このことについてどのように認識され、どう対処されるのか、教育委員会の見解を求めます。あわせて、市長の御所見をお聞かせください。

2点目として、これまでも平和教育について、たびたびお伺いをしてみました。平成20年第4回定例会の一般質問で、5月、8月、12月、2月に行われる平和授業と日付の関連についてお伺いをしたところ、清永教育長からは、「今、御指摘の日に関については、日本が戦争にかかわっていた節目の日という具合なとらえ方をしています」と答弁されています。具体的にどのようなかわりがあると考えているのでしょうか。お聞かせをください。また、教育委員長も同じ御認識なのか、お伺いをいたします。

次に、元号について伺います。

1点目として、元号法の制定に趣旨、背景をどのように認識されているのか、教育長の見解を求めます。

2点目として、議会において取り上げられてから、その後、教育現場では、元号、西暦の使い分けがより偏った扱いになっています。現場の状況をどのように認識され、どう対処されるのか、お伺いをいたします。

最後になりますけれども、校長の授業観察についてお伺いいたします。平成21年第4回定例会において質問し、「以前よりも回数がふえた」との答弁でありましたが、具体的にお聞かせください。また、教育委員会として、どのように指導されているのか、お聞かせをください。

以上、再質問については、この席で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（**瀧野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） それでは、7番、高橋義孝議員の御質問にお答えをいたします。

私から最初に、「これまでの行政運営の成果と課題について」の中で、「成人式のあり方」について、まず、お答えをいたします。

成人式につきましては、合併協議及び新成人による実行委員会の皆さんの意見を踏まえ、これまで実施してきたところであります。実行委員会が出身中学の枠を越えまして、一つのものをつくり上げる姿は、まさに融和の原点であると考えております。今後も新成人の自主性を重んじ、実行委員会方式で行ってまいりたいと考えております。

次に、「由布市消防団のあり方」についてでございますが、由布市の消防団につきましては、合併後1年間は、挾間、庄内、湯布院の連合消防団として、それぞれ活動を行ってまいりました。この間、3町の消防団幹部による協議が重ねられまして、その結果、統一した由布市消防団として、消防・防災の訓練及び実践活動を行うこととなりまして、合併2年目に現在の由布市消防団が誕生したところであります。議員も御承知のとおり、予行点検及び特別点検につきましては、会場を3町持ち回りとし、挾間・庄内・湯布院の3方面隊が集合して実施をしております。私も特別点検には毎年点検者として参加させていただいておりますが、由布市の消防団が競い、連携し合って点検に臨んでいる姿を見ますと、大変頼もしく感じているところであります。また、春と秋の防火デーにおける連結訓練や、昨年発生した湯平地区の行方不明者の捜索におきましても、旧町の枠を越えて、訓練、捜索活動に励む消防団員の姿は由布市としての連帯感が生まれた証であると私は確信をしております。

このようなことから、私としましては、由布市消防団が誕生して、由布市の融和が一層深まってきたと感じておりますし、今後ともこれを継続することが由布市消防団の発展につながると期待をしているところであります。

次に、「合併前の名誉町民の取り扱いにつきまして、慣行の取り扱いについては、合併協議会により、新市において決定するということになっているが、どのように認識しているのか」ということでもあります。「また、対処されたのか」ということでもあります。合併前の3町には、それぞれ名誉町民条例がございまして、合併時に御存命の名誉町民が庄内町に1名ございました。議員御指摘のとおり、由布市名誉市民条例の制定につきましては、合併協議の中で暫時施行を位置づけられておりますが、これまで名誉市民条例についての検討はいたしておりません。しかしながら、功績卓絶で市民が誇りとして尊敬できる者に対して、名誉市民の称号を贈ることは由布市としての一体感の醸成に意義があるものと考えておりますので、早期に検討を始め、条例整備に取り組んでまいりたいと考えます。

次に、市の公共施設における国旗掲揚の状況でございますが、各庁舎では由布市の旗と合わせまして、常に国旗を掲揚いたしております。今後につきましては、各庁舎は今までどおり常に掲揚をいたすとともに、公民館などの人の集まる公共施設においても、国旗を掲揚するように対応してまいりたいと考えております。

次に、国旗掲揚に関する市民への啓発についての御質問でございますが、平成17年8月9日の内閣総理大臣談話によりますと、法制化のされたときであります。「今回の法制化は国旗と国歌に関し、国民の皆さまに新たに義務を課すものではなくて、国民の皆さま方が日章旗の歴史などについて、より理解を深めていくことを願っている」ということございまして、法制化によって国民が理解を深めることであるというふうにしております。私は、この考え方に基づいて、これまで対応をしてきているところでございます。

次に、2月に、市内小学校で行われた平和教育の教材についてでございますが、由布市といたしましても、平成18年告示第55号の「由布市非核・平和都市宣言」にもございますように、反戦平和、核兵器の全面撤廃を目指し、市民一体となって、積極的に考えていかねばならないものと認識をいたしております。その推進方法の一つとして、学校教育の場で、計画的に平和教育を実施していくことについては、平和を愛する市民の育成には欠かせないものと私は考えております。ここで扱われた教材が適切な物であったかについては、今後、指導のねらい等も考慮しながら、教育委員会で検討していくものと考えております。

以上で、私からの答弁を終わらせていただきます。その他の質問につきましては、教育長や教育委員長が答弁いたします。

以上です。

○議長（淵野けさ子君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 7番、高橋義孝議員の質問にお答えをいたします。

まず、「国旗、国歌について」の3点目の「卒業式や入学式における国旗掲揚、国歌斉唱の実

態について、現状どのように認識し、どう対処するのか」についてですが、国旗の掲揚はすべての学校において式場に掲揚できております。国家の斉唱については、学校長に対して、指導方法の工夫等を提示しながら指導を行っているところですが、学校によって、国歌を歌う、その声そのものに差があるというのが実態だと認識をしています。

次に、平和教育で、2月に市内のある小学校で使用された教材についてですが、「建国記念の日」を前にして、国を愛する心とはどういうことなのか、どうしたら世界の人々と手をつないでいくことができるのか、平和な国や世界をつくりだすことができるのかを考えることを目的とした取り組みの中で、全校集会で絵本、「沖縄いくさものがたり、りゅうこの白い旗」を読み聞かせに使ったものです。指導の目的に照らし合わせて、教材として適切であるかについては、いろいろな御意見もあり、検討する必要があると考えています。

平和授業と日付の関連につきましては、5月は平和憲法が施行された記念日であり、8月は太平洋戦争終結のきっかけとなった原子爆弾投下された日、12月はその開戦の日、2月は建国を記念する日であり、その悲惨な歴史を再び繰り返さないよう願った上での新しい平和な日本の出発点ととらえています。これからの日本を担っていく子どもたちに諸外国と仲良くし、平和的に交流していくことの大切さを考えてほしいと考えております。

次に、元号法制定の趣旨・背景については、元号に関する明文的な法的根拠は、昭和22年に新たな皇室典範が制定されるに伴い消失しましたが、その後も国会・政府・裁判所の公的文書、民間の新聞等で慣例的に元号による年号表記が用いられました。昭和天皇の高齢化と日本人の87.5%が元号を使用している実情にかんがみ、昭和54年6月6日に国会で元号法が成立、同月12日に公布、即日施行されました。

なお、元号法制定に係る国会審議で、「元号法は、その使用を国民に義務づけるものではない」との政府答弁があり、法制定後、多くの役所で国民に元号の使用を強制しないよう通知を喚起する通達が出されています。教育現場では、元号使用、西暦使用、両方の併記使用がありますが、公文書については元号使用を指導しているところです。

次に、校長の授業観察については、昨年度より本年度の回数がふえたと答えている校長は7割で、本年度は教員1人に対して平均で40回程度を行っております。教育委員会としては、短時間でもより多くの授業観察の機会を持ち、適切な指導を評価を行うことで授業改善に努めるよう、校長に指導しているところです。

以上です。

○議長（淵野けさ子君） 教育委員長。

○教育委員長（足利 能彦君） 7番、高橋義孝議員の「平和教育で、5月、8月、12月、2月に行われる平和授業と日付の関係について」の質問にお答えします。

平和教育については、自国を愛し、平和を堅持していくとの大切さを国民が考えていく上で重要なことだと考えております。ただ、指導に当たっては、自虐的にならないよう、先祖はだめだと思ってしまうよう留意する必要はあると思います。歴史事実を正しく知り、事実は事実として反省すべきところは反省して、平和についてみんなで考えていくことが大切なことだと考えております。この4つの時期を中心にして行うことについては、年間を通じて計画的に行う上でも悪くはないと考えております。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） 高橋義孝君。

○議員（**7番 高橋 義孝君**） それでは再質問させていただきます。

まず、市長、成人式に関してですけれども、融和の原点と言われたので、ちょっと私も、勘違いされているなというふうことを。融和というのは手段であったと思うんですね。融和を目的化してしまうとですね、とにかく一緒にやる方がいいんだってということに、発想になるんですよ。成人式は何のために行うんですかっていう原点に立ち返らないとですね、これ絶対改善されないんですよ。

そこで、首藤市長、お伺いしたいんですけれども、1点、やり方ですね、まず。毎回、消防団の予行点検と同じ日に実施されてるんですよ。法の趣旨からいけば、国民こぞって新成人をお祝いするっていうのが法の趣旨なんですね。まず、そもそも市民がこぞってお祝いするような状況が現時点ないんですけれども、それに関して、どう思われますか。

○議長（**渕野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 消防団の予行演習と重なっている点についてはですね、これから十分検討を加えていかねばならない問題であるというふうに考えておりますし、これを、成人式だから全員が集まって祝うとか、そうではなくて、家の中におっても、きょうは成人式だなど。そして、あそこの子どもが成人式だとか、そういう思いで、気持ちの上でお祝いをしたり、電話をかけてあげたり、そういうことでお互いがお祝いをすることであって、私はそういうことが、国民が成人式に関心を持ち、そして、近所の子どもたちを近所の人たちがお祝いを言ってあげるということで、私はそういうことでいいんじゃないかと思っています。

○議長（**渕野けさ子君**） 高橋義孝君。

○議員（**7番 高橋 義孝君**） ちょっと詭弁だと思うんですね、市長。じゃあ、成人式にどなたも会場に行かれなくてもいいとお考えですか。そういうふうに、会場に、こぞって、顔を見て、おめでとうと言ってあげられる環境を整えるのが行政の役割じゃないですかって、私は言ってるんです。

○議長（**渕野けさ子君**） 市長。

○市長（首藤 奉文君） そういうふうには全員が集まるということも不可能でありまじょうけれども、関係をする方々が集まって祝ってあげるといことは大事なことだと私は思っています。

○議長（淵野けさ子君） 高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） であるならですね、市長。改正教育基本法、新しく、第13条ですね、新しく、「学校、家庭及び地域住民との相互の連携協力」っていうの定めてるんです。その新たに改正された教育基本法の趣旨からいっても、やはり、地域の人たちがこぞって成人者をお祝いしてあげる。これは、私は大事なことだと思うんですよ。

それで、市長ですね。市長は機会あるごとに、地域でできることは地域でやってください。フォーラム由布でも言われましたですね。で、「発想の転換が必要なんです。今までみたいなことではなくて、発想を転換して、地域でできることは地域の皆さんの力でやろうじゃないですか」って言っている。それは狭域的にはですよ、隣保班であるとか、自治区なんですね。広域的に言うと、前回、総合計画の中でも話しましたが、旧町単位なんです。のこを地域って言うてるんですね。私はここで何を言いたいかっていうと、せつかく3町に、幸いにも中学校が1校ずつしかないんですよ、由布市は。やはり、私は、中学校区単位で成人式を実施してあげることが成人者にとってもいいし、地域の人にとってもいいし、法の趣旨からのとって、私はいいと思うんですよ。いかがでしょうか。

○議長（淵野けさ子君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） そういう、地域はそういうことで考えることも一つはあると思いますけれども、由布市は合併して由布市になりました。これから時代を担っていく子どもたちが成人者となって、その成人を祝ってやるのは、市として、一同に集まって、そして、一同の皆さんの前で成人してやるということは、市として一番大事なことであるというふうには私は認識している。

○議長（淵野けさ子君） 高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） 全く意見がかみ合わないんですけどもね。一カ所に集めて何のメリットがあるのかなと。融和、融和っておっしゃりますけどね、ほか全国、市長、調べてみてください。中学校区単位でやっているところは多くあります。一同に会することなんて意味ないんだって。一同に集めようとするんですよ、東京都みたいにイベントになるんですよ。ディズニーランドでやろうかって、趣旨がだんだんずれてくるんですよ。それであるならばですね、もともと元服の意味から発展してきた成人式でありますので、顔の見える自治委員さんであるとか、近所の人たちからお祝いを受ける。そういう環境を私は整備してやるのが大事だと思いますよ。

それでですね、以前、合併前に、地域の祭りに帰ってきてもらおうと思ってですね、成人者に対してお札をあげたりしていた若者がいたんです。だけど、結局合併して以降、一カ所に集められだして、それももうなくなりました。やはり、アイデンティティをここで感じてもらう。やっ

ば、ふるさとに、ふるさとだっていうことを、成人者がこのふるさとを土台にして、これから成長していくんだっていう節目を大事にするのであれば、もっと、私は、やり方を工夫するべきだと思うんですけど、市長、いかがでしょう。

○議長（**渕野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） いろんなやり方があるかと思いますが、先ほど言いましたように、由布市は新たに、やっぱり、融和を図って、市民が一体感を持って、これから由布市民として活動していってもらおう。そのためには、人生の成人の出発点である成人式は統一してやりたい。それは私の決意であります。

○議長（**渕野けさ子君**） 高橋義孝君。

○議員（**7番 高橋 義孝君**） 結局、ここで市長が教育行政に足を踏み入れているのが実態としてわかったんですけどね。これは教育行政の仕事でやっている。社会教育の一環としてですね、今まで。今もそうです。結局、市長がそういうふうな一環として、一同に会さなきゃ融和が図れないんだっていう固定観念があるもんだから、ずっと、これ変わらないんですね。ですけど、去年の社会教育委員会の総まとめで、成人式のところ見るとですね、いいこと書いている。今後の取り組み、「青少年教育で生涯学習課の事業として行っているが、本来、成人式は古来の元服に端を発した儀式的な意味合いが強く、社会教育法が市町村の教育委員会の事務として規定する青少年の体験活動機会の提供と明らかに異なる。総務部等で扱うのが妥当ではありませんか」ということをね。教育行政側はこういうふうに言ってるんですよ。やはり、現状を見渡したときに、教育委員会じゃなくて、だから、市長部局でね、こういうのやられる。なおかつ、でも市長がそういうふうな凝り固まってですね。大都市じゃないんですから。田舎の田舎らしい成人式やりましょうよ。市長、もう一言お願いします。

○議長（**渕野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） それは、総務部でやろうと教育委員会でやろうと、私は由布市にとって1番大事なことは、全員が同じところで卒業式を祝ってやると、これは、私は1番大事なことであると（「成人式」と呼ぶ者あり）思っています。

○議長（**渕野けさ子君**） 高橋義孝君。

○議員（**7番 高橋 義孝君**） 成人式を祝いたいのは地域の人たちが祝いたいんですよ。だれのための成人式かっていうことを、もう一度、市長、ぜひ、御検討いただけるように期待を申し上げます。

次に、消防団についてですね、平成15年10月30日に消防庁から各市町村に通達が出ています。「市町村合併に伴う消防団の取り扱いについて」、という通知があるんですね。この中では、「市町村合併が行われた際、消防団の組織統合の可否については、地域に密着した消防団活

動の特性の保持と市町村の区域における消防防災活動の一体性の保持の両面に対する配慮が必要である。このため、市町村合併の際に、従来の消防団を統合しないことが適切な場合もあること。この場合、市町村区域内に複数消防団が存在することになるが、一体的な運営を図るため、連絡調整の役割を担う連合消防団長を適宜指名することができる」。こういう通達が合併前に出されております。このことについてですね、連合消防団から由布市消防団に編成されるときに、どのような協議が行われたのか、簡単に経緯を御説明ください。

○議長（**瀧野けさ子君**） 防災安全課長。

○防災安全課長（**河野 眞一君**） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

私も昨年、防災安全課のほうに着任いたしております、合併以前の内容につきましては調べて、各、挾間、庄内、湯布院の消防団の団長、あるいは副団長ですね、お集まりいただきまして、協議を重ねてまいりまして、その協議の中で、連合消防団を一つにして、湯布院、挾間、庄内、各方面隊で編成するというふうに決定させたというふうに聞いております。

○議長（**瀧野けさ子君**） 高橋義孝君。

○議員（**7番 高橋 義孝君**） はい、ありがとうございます。私も、今、ちっちゃい部の部長させていただいておりますので、方面隊の会議には出席をさせていただいております。しかしですね、これも融和と関係するのかどうか、私わからないんですけども、お互いの違いをはっきり物申さないんですね。いいところもあれば、悪いところも多分あるんだろうと思うんですけども、とにかく一つにしまえと。融和ありきだと。1個になれば後はどうにでもなるじゃないかっていうふうな発想で、今まで来ているのが、私は現状じゃないかというふうに認識しております。平成17年10月に合併をして、統合されたのが平成19年4月1日ですから、その間、1年ちょっとあったわけですけども、そのたかだか1年でですね、これだけ歴史のある、それぞれの消防団を一本化するっていうのは、大変な苦労だと思うんですよ。これは多分、協議は全く整っていないんじゃないかと思うんですね。

例を挙げるとですね、出初め式、特別点検を、持ち回りでやっているから、地域に配慮していますよというふうに言われるんだろうとは思いますが、そのときに点検を受ける体制ですね、班体制。1方面隊、3中隊で分けているわけです。全部ですね、挾間も庄内も湯布院も。しかしですね、挾間方面隊4分団16部あるんです。庄内方面隊7分団31部あるんです。湯布院方面隊5分団13部あるんです。基本的には、消防団は部で動きます。その次は分団で動くんですね。最後は方面隊で動くんです。そういったことを全部御破算にしまっただけで、特別点検のときだけ3中隊に分けられて、訓練をさせられて、日ごろの練習の成果なんて発揮できないんですよ。見ばえはいいかもしれません、市長。ね。見ばえはいい。だけど、実態が全く伴ってない。指揮、命令系統も一切ありません。そのときのためだけに訓練をしている。こういう訓練をずっと重ね

ていくとですね、消防機能は低下するんですよ。だから、私は、成人式も同じですけども、特別点検ももっとやり方を私は考えるべきだと思いますけど、市長、率直な感想をお願いします。

○議長（**淵野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） これも関連がありますけれども、市として合併いたして、それから1番大事なことは、やっぱり、消防団においても3消防団が一つとなって由布市の消防を担うということは大事なことであります。団長を一本化して、縦の線をきちっとすることも大事なことでありますというふうに私は認識しております。だから、そういう認識もありましたけれども、消防団幹部の皆さんの総合的な会議の結果、そして意志統一した結果、現在の消防団のあり方がよいということで、幹部の方々もなったと思います。私はそこまでは考えておりませんでしたけれども、消防団の方向でよいというふうに考えておりましたけれども、今のような形が消防団の皆さんもよいという形でなされたとは私は認識しております、この方向で行くことが1番いいと。それから、点検のやり方につきましてはね、今、高橋議員言われるように、3中隊がどういうふうがいいのか、この辺については、また、消防団の幹部の皆さんにも話をして、点検のあり方については考慮する余地があると思います。

○議長（**淵野けさ子君**） 高橋義孝君。

○議員（**7番 高橋 義孝君**） 私もですね、消防幹部の皆さま方が大変苦勞されて、こういうふうな形をつくっていただいたことには私も感謝をしています。しかし、本来消防団というのは、地域に1番密着した防災施設、防災の組織なんですね。そういったことをかんがみるときに、今のような状態を一本化して融和だっている、それを一カ所に一同に会することが果たしていいのかってことはですね、もう一度、原点に立ち返って、私は市長に考え直していただきたいんです。それぞれが違うんだということを理解することから、まず、一つになれる作業が始まるんだと思う。そういうことを取っ払って、とにかく一つにしてしまえば、みんなの顔が見えて、お互いが仲よくするだろう。それは仲よくするかもしれないけれども、急に面と向かって会ってですね、違いも話せずに、でも、それで本当に消防機能が強化されるかっていったら、私はもう絶対逆行してると思ってるんですね。その一つのいい例がですね、消防団は地域からいろいろ寄附、支援をいただいて、今存在をしています。合併以後ですね、どこに原因があるか、わかりません。だんだんそれがやはり減ってきている状況があるんですね。私も私の部で、いろんな団員に話を聞きました。非常に苦しいんだと。地域の方々になかなか理解していただけない。一つは火災が少ないね。災害もなかったからだろうというふうな見解もありました。もう一つはですね、地域に対するPRが足りないんだって。以前、——湯布院町のことばかり言わせてもらって、申しわけないですけどもね、湯布院のときは——それぞれそうですよ。挾間も庄内も湯布院もですね。それぞれ出初め式があって、その場で地域の人たちに見に来ていただいて、消防の姿を見ていた

だいてですね、御理解をいただいた。それによって支えられてるんだらうと思うんですね。結局、今、それが、ここ4年間、3年に一度は回っては来ますね。しかし、それ以後ないですね。ああ、消防団いいなって思わせることもできてない。そういうことが、やはり、消防の組織運営にも係って来てるんですね。だから、そういう観点からもですね、やっぱり、特別点検のあり方であるとか、消防組織のあり方っていうのは、もう1回原点に戻って、私は考え直していただきたいと思うんです。

それと1点だけ、市長、御指摘申し上げたいのはですね、消防団の所在の住所、条例上見ると庄内になってるんですね。総務課、危機管理があるからでしょう。だけど、消防本部があるの挟間なんです。これ消防組織法からいくとですね、「消防本部を置く市町村においては、消防団は消防長または消防署長の所轄の下に行動する」となってるんですよ。ただ、本来であれば、消防団の住所は消防本部のところになければいけないんです。法のもとから行けばですね。だから、そういったところも含めてですね、自治消防を今後どうしたらいいんだっていうことを、もう1回原点になって考えていただかないと、危機管理に1番直結する問題なんです。何か災害起こったら、まず消防団が動かなきゃならない。そういうときに消防団がやりがいを感じられるような点検の体制、運用面をきちっと考えていただきたい。これはもう要望だけにしておきます。

次に、名誉町民の取り扱いについては、これなぜ、引き継がなかったのか、そこだけ聞かせてください。

○議長（渕野けさ子君） 総務課長。

○議員（7番 高橋 義孝君） ああ、いいです。もう総務課長……。

○議長（渕野けさ子君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） ちょっと私は、そこ辺は覚えていませんので、総務課長にさせます。

○議長（渕野けさ子君） 高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） 新しいまちをつくるのにはですね、先人の知恵をお借りして、そういう先達に思いをはせながら、まちづくりをしていってほしいなって思っ。湯布院の、すみません湯布院だけを持ってきて、湯布院はね、これだけいるんです。私はまだこれいると思ってるんですけどもね。溝口康雄さん、後藤茂さん、岩男颯一さん、日野俊子さん、清水喜徳郎さん、こういう方たちが由布市の前身にはいたんだ。それぞれ各町いるんですよ。こういう人たちをですね。文化財の引き継いだときも同じです。選定委員会をちゃんと開いて引き継いだこともやられました。こういうことをやはり丁寧に私はやっていただかないと、伝統文化、歴史をないがしろにしてはいけないというふうに思ってます。そこは、市民条例つくるということでありますので、その経緯の中でしっかりと精査をしていただければというふうに思います。

次に、国旗、国歌についてですけれども、また、市長、一つですね、昭和39年の「町政だよ

り湯布院」というのがあります。この右上に、市長見えますかね。見えないですね。「祝祭日には国旗を掲げよう」、書いている。このころのほうがですね、よっぽど、国旗や国歌に対する認識や畏敬の念が深かったんですよ。それを先ほど、市長、何ですか、法制定の趣旨を言われて、義務づけするものではない。こういうのはね、反対する人たちの常套句なんですよ。何で法が制定されたんですかっていうことを深く思いをはせなきゃいけないんですよ。ですから、私は余り強制はしませんけども、自然のうちに定着させる。そのことに全力を注いでいただきたいというふうに思います。

それで、私はずっといろんな会合に出るに当たってですね、本来、国旗と国歌ってのはセットなんです。国旗が掲げられているときには国歌斉唱があるんです。けども、新年互礼会、戦没者追悼式、生涯学習・社会教育振興大会、交通安全大会、消防団入団式、辞令交付式、社会福祉大会、国歌斉唱などは一切ありません。だから、こういうこともですね、自然のうちに定着させるのが法の趣旨であるならば、そのことを自然のうちに、行政は、私はやるべきだと思うんですよ。いかがですか、市長、感想は。

○議長（**渕野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） ちょっと考えてまいりたいと思います。

○議長（**渕野けさ子君**） 高橋義孝君。

○議員（**7番 高橋 義孝君**） ぜひ、市長、考えてください。そのかわりに、あるのはですね、入学式であるとか、卒業式、成人式、消防団の特別点検。子ども会育成会球技大会、これは湯布院ですけれども。これも開会式には必ず国歌を伴奏して国旗掲揚を行います。そういつてですね、きちっとやってるところは、私はやってると思うんですよ。だから行政にはもっと私は努力をしていただきたいというふうに、これもまたお願いをしときます。

それと、教育長にお伺いしますけれども、一昨年、卒業式に出て、やはり、歌ってなかったんですね。学習指導要領が変わりまして、歌えるように指導すること。去年は歌ってなかった。あしたが中学校の卒業式になります。教育長、あれですか、もう歌えもんは歌えんで結構というお考えですか。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育長。

○教育長（**清永 直孝君**） お答えします。学習指導要領で、あえて、歌えるように指導するという、その文言が入ったという意味が、現実問題、歌ってないということの裏返しだと思います。それだけに、やはり、この問題については非常に根が深いといいますか、なかなか決定できないというところがあります。歌わんでいいという立場ではありません。

○議長（**渕野けさ子君**） 高橋義孝君。

○議員（**7番 高橋 義孝君**） いえいえ、指導されてないんですから、歌えない子どもが社会に

出るんですよ。義務教育9年間やってきて。それで結構だと、子どもたちには言ってるんですかっていうことをお聞きしてるんです。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育長。

○教育長（**清永 直孝君**） お答えします。学校長を通じて、式典において……。

○議員（**7番 高橋 義孝君**） 子どもに対してですよ、子どもに対してどう思っているかっていうことです。

○教育長（**清永 直孝君**） 学校長を通じて、学校教育をやっているわけですから、私が直接子どもたちにこのことを語りかけるという場面ありません。したがって、学校経営の責任者である学校長に対して、歌えるように指導してくれるように再々指導を徹底しているところです。

○議長（**渕野けさ子君**） 高橋義孝君。

○議員（**7番 高橋 義孝君**） 教育長、教育長が教育をつかさどるんですよ。校長は校務をつかさどるんですよ。学校長の責任にしなくて、じゃあ、教育長がちゃんと自分で指導に行ったらいいじゃないですか。何で、それを校長の責任にするんですか。直接指導に行かれたらいかがですかって言いたくなるような答弁ですよ。だから、今の教育で言うそうですね、義務教育9年間やってきて、もう高校に行く人、社会に出る人います。習わなかったら歌えないんですよ。これ、ゆとり教育と同じですよ、発想が。できもんはできんで結構っていう発想ですよ。それで本当に結構ですか。あなたはどこの町で義務教育を受けられたんですかって言われたときに、由布市ですって、その子が答えると思います。その責任はだれにあるんですか、教育長。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育長。

○教育長（**清永 直孝君**） 教育の問題についての最終責任は私にあります。

○議長（**渕野けさ子君**） 高橋義孝君。

○議員（**7番 高橋 義孝君**） そのことの責任の重大さをですね、しっかりとかみしめて、私は教育に携わっていただきたいと思えますけど。子どもたちはですね、国民として常識を身につけるべき、自国の国旗にも他国の国旗にも敬意を払うのは、これ国際常識なんですよ。国際常識なんです。だから、教育長はよく言われますけど、今まででいろんな経緯があつてなんていうことをですね、それは私事ですよ。私ごとですよ。公教育の場において、なされなければならない教育をきちっと、私はしていただきたい。当たり前のことを当たり前にしていただきたいということをお願いしてるんです。あす、卒業式がありますので、また、これがじっくりと卒業式見せていただきたいと思えます。

前日も言いましたけども、一部ですよ、一部じゃないかもしれません。私が去年見た卒業式ではですね、何か、歌わないことを誇らしげに私の顔を見てにこにこしている教職員がいました。まさにですね、思想信条の自由が保障された社会に甘えて、児童生徒や保護者にとっては人生の

節目である儀式の場ですよ、国旗や国歌に対する政治的イデオロギーを公然と主張することに快感を覚えているとしか、私は思えなかったんです。許せますか、教育長、それを。いかがですか。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育長。

○教育長（**清永 直孝君**） そのような態度を示す教員がおるということは非常に遺憾なことです。あつてはならんことだと思います。

○議長（**渕野けさ子君**） 高橋義孝君。

○議員（**7番 高橋 義孝君**） ぜひ、徹底的に指導していただきたいと思います。

先ほど、2月11日、5月3日、8月6日、12月8日ですね。5月3日は教育長、答弁が間違っていました。平和憲法ではありません。日本国憲法です。勝手に名前を変えないようにしてくださいね、憲法。

それで、2月11日はですね、建国記念の日であります。これは祝日法に載っていますように、建国をしのび、国を愛する心を養う日。この日をめがけて、平和教育というのが行われてるんですけども、これが問題の「りゅうこの白い旗」とうものです。これはまずフィクションであります。実話をもとにしておりません。これを見た児童の感想からいうと、日本人は悪いことをしたんだと。アメリカ人はとってもよかったというふうな感想を何人かからもいただいております。保護者からも、どういった平和教育が行われたのかということで、私は学校にお伺いしました。校長は大変申しわけありませんでしたと。以後、こういうことは気をつけますというふうに校長は言っていました。しかし、先ほどの教育長の答弁では、これがいいか、悪いか、検討しなきゃならないというお話でしたね。もう少し態度を改めていただきたいと思います。答弁結構です。

ちょっと、この物語を話したいんですけども、時間がありませんので。とにかく、「壕の中から追い出された少女をアメリカ人が白い歯を見せて笑って迎えてくれた」という印象的なところがあるんですね。そこの一面だけとってみてもですね、到底、まともな、私は本ではないというふうな感想です。何回も言いますよ、教育長。県教委、平成19年2月5日の通達ですね。

「教育内容について、保護者から、いやしくも批判や疑念を受けることのないよう留意すること。平和教育等は取り扱われる題材や内容は児童生徒の発達段階を踏まえることはもとより、児童生徒が将来に明るい展望や夢を持つことができるよう留意すること」、これを教育長、この本で明るい展望や夢を持つことができると思いますか。平和について純粋に考えることができると思いますか。感想だけ一言。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育長。

○教育長（**清永 直孝君**） 私もその絵本を隅から隅まで十分見ました。その「りゅうこの白い旗」というのがどのような位置づけになってるのか、やはり、いろんな考え方があります。平

和への道筋についての考え方がいろいろあると思います。その中で、教育新聞、沖縄タイムス、朝日、毎日の書評を見ますと、その中で、例えば、教育新聞では、「戦争を知らない世代にその実際の姿を知らせようと描かれた絵本であり、戦争に翻弄される少女の姿を通して、命の大切さと平和の大切さを見る者に切々と訴えている」と、「親と子が一緒に読んで、戦争と平和について考える絵物語だ」というような沖縄タイムスも評をしています。いろんな考え方があろうかと思いますが。したがって、検討したいという答弁をしたところです。

○議長（**瀧野けさ子君**） 高橋義孝君。

○議員（**7番 高橋 義孝君**） 教育長、教育長ともあろう者がですよ、教育新聞だとか、沖縄タイムスが、その論拠の基礎ですか。平和を学ぶというのは、こういう本を読むんですよ。「日米開戦の真実」という本なんですけどね。佐藤優氏が書いています。大川周明氏が、ずっと刻々と、ペリーが来航してから、なぜ、日本が戦争に突き進まなければならなかったのかって書いてますね。だから、学習の論拠となる基礎がですね、そういったメディアだとか、そういったものでは心もとないですよ。もう少し勉強してください。

それとですね、2月11日にも5月3日もですね、これ国民の祝日なんですよ。国民の祝日に関する法律、「美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに国民こぞって祝い、感謝し、または記念する日を定め、これを国民の祝日と定める」、この法の趣旨からいってもですよ、この2月11日、5月3日の祝日に行われる、このような偏った平和教育はですね、法の趣旨に反してるんですよ。個人でやるなら別ですよ。学校の公共の時間を使って、そういったことをやられる。法律違反じゃないですか、教育長。

○議長（**瀧野けさ子君**） 教育長。

○教育長（**清永 直孝君**） 学校が公教育の場で偏向教育的なものをやるっていう疑惧を持たれるということは、絶対にいいことではありません。どちらから見てもですね、いろんな考え方がありますが、どちらから見ても平和についての教育の大切さってのはあるわけですから、その中で、祝日にやることはいかなものかということじゃなくてですね、建国の日にこれをやるということの意味がですね、私はこう考えています。日本の誕生、そして、日本の行く末を考えたときに、やはり、平和で平穏な国でありたい。国にしたい。子子孫孫まで平和な国でありたいということを望む。それで命の大切さとか、平和のとうとさを、この建国の日の前後に、それぞれの発達段階に応じて実施することは意味があることだと思います。教材的に云々という話しとか、別にですね、そう思います。

○議長（**瀧野けさ子君**） 高橋義孝君。

○議員（**7番 高橋 義孝君**） 教育長、それは教育長の個人的見解ですよ。個人的見解。じゃあ、これが地域に認められるとお思いですか。一言、お伺いします。聞かせてください。

○議長（**瀧野けさ子君**） 教育長。

○教育長（**清永 直孝君**） 地域に認められるか、どうかというの、私はここで判断ていうのはなかなかできませんが、いろんな考え方ある中で、もっともだというぐらいな思われ方をするような教材でありたいと思いますから、その辺は検討したいと思います。

○議長（**瀧野けさ子君**） 高橋義孝君。

○議員（**7番 高橋 義孝君**） 建国をしのぶ日なんですよ。その日に過去の日本人は悪いことをしましたっていうことを教えることができますよ、どう平和と結びつくんですか。私の恩師の前教育長やった方がですね、学校の常識は世間の非常識だって、旧町議会の議場でもおっしゃいました。地域や親より、教師である自分のほうが平和に対する見解が上だというふうなお考えなんですか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 教育長。

○教育長（**清永 直孝君**） 上とか下とかいうことやなくてですね。

○議員（**7番 高橋 義孝君**） 押しつけてるやないですか。

○教育長（**清永 直孝君**） 一人の人間としてですね、あと、私たちが子どもたちに、やはり、日本のいい国として、また、世界の平和の中、国際平和の中で立っていく日本人として、平和のとうときをかみしめ続けていくような日本人を育てたいという、その気持ちです。

○議長（**瀧野けさ子君**） 高橋義孝君。

○議員（**7番 高橋 義孝君**） わかりました。もう1点、この教材については問題があると思っています。去年の6月の議会のときに、性教育について教育長にお話をしました。一部の教師がですね、やはり、自分の教材を学校に持ち込んで、教育長もそれ見られたら、ちょっとひどいね。大変済みませんでしたと、私に謝罪をされました。今回の教材もそうなんです。教師が勝手に持ち込んで、勝手に教育内容を教え込んで、押しつけてるんですよ。何の反省も生かされていないじゃないですか。氷山の一角だと私は思いますけど、そのことに関してはいかがですか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 教育長。

○教育長（**清永 直孝君**） また、おしかりを受けるかもしれませんが、私がこの立場の中で、各学校の隅々までですね、教育課程の隅々まで把握しているということは、なかなかできにくいことで、各学校長は教育課程の管理というのが大事な大きな仕事です。それで校長にお願いをしてるところは、授業の中で、どんな教材を使い、授業を実施してるかということを、ちゃんと把握するように強く指示をしているところです。

○議長（**瀧野けさ子君**） 高橋義孝君。

○議員（**7番 高橋 義孝君**） ぜひ、その指示を徹底されてください。

次に、元号についてお伺いしますけどもね。まず、これまでの議論を整理したいと思います。

去年の6月に、私がこれを取り扱ったときに、教育長は、「西暦と元号を併記して括弧書きしてるのが今だんだんと普通になってきてると思います」という荒唐無稽な答弁をされてるんですね。その次にですね、きょうも言われたとおり、「元号の使用を義務づける法律や使用しないことに対する罰則などはありません」と、また、「元号法制定に係る国会審議で元号がその使用を国民に義務づけるものはないとの政府答弁があり、国民に元号の使用強制しないよう注意を喚起する通達が出てます」と。これはですね、元号や天皇を否定する人たちの常套句なんですよ。じゃあ、教育長、西暦法があるんですか。教えてください。

○議長（**浏野けさ子君**） 教育長。

○教育長（**清永 直孝君**） それは存じていませんが、私の答弁の中で触れたところはですね、昭和62年4月10日の中曽根、当時の総理の答弁書なんですよ。参議院議長（発言する者あり）への答弁書なんです。その中のことを触れたわけですから。

○議長（**浏野けさ子君**） 高橋義孝君。

○議員（**7番 高橋 義孝君**） だから、反対してる人たちは、その答弁書をね、もとにいつも。そんな義務づけされてないんだから、元号なんて使う必要ないんだっていう人たちの常套句なんですよ。だから西暦法なんてないんですよ、教育長。じゃあ、何で元号法があるんだって、普通人間考えるじゃないですか。西暦法はADって書きますね。ラテン語で。これは、アンノドミノって言って、キリストの支配下とか、キリストの統制するっていう意味なんですよ。だったら、いろいろあるんですよ。韓国だったら檀紀だってある。仏教だったら仏紀だってある。いまだに日本国だって皇紀あるんですよ。だからね、元号を言葉狩りしようとしてる人たちの常套句を教育長がそこでおっしゃるから、私はおかしいんじゃないかかっていうことを言ってます。それで、結局そうでしょ。去年の6月に、まず、「括弧書きが、普通ですね」、その次、9月に、「いや、そんなこと決められてないだから使わなくていいんだ」って、学校から消えちゃったんです。元号が。あなたが認めたんですよ、これは。後押ししたんですよ。教育長。だから、元号法制定の意味をですね、世界に今一つしかないんですよ。元号っていうのは。持っているのは、我が国日本国だけなんです。だから、こういった先人の文化伝統をちゃんと理解させることが、学校教育に必要なことではないですか。ぜひ、教育長、しっかり勉強してください。しっかり教育してください。答弁は結構です。

元号を不使用する団体がもう一つあるんです。きょう寂しいかな、いないんですけど、日本共産党です。ご存じでしょ。ね。で、「天皇制打倒による日本民主の解放が目標」、これ結党のときの日本共産党の綱領であります。日本共産党はいまだに国会の開会式に来ません。出席しないんです。天皇陛下がお言葉を述べるからですね。同じ考えですか。

○議長（**浏野けさ子君**） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） それは、あれですね。そういう質問されるとは思わなかったんですけど、そういう目で見られているということが心外です。

ちょっと教えてください。中曽根総理が答弁書を書いて、書いてですよ。それで参議院議長に送ってるということは、これは政府見解じゃないんですか。反対派の利用するものだっていうのが、ちょっと、私、理解できないんですけど。

○議長（瀧野けさ子君） 高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） 御理解されなくて結構です。何で元号を使わないのかっていう人の問いに対して、その中曽根さんの答弁を持ち出すのが、反対してる人たちの常套句なんですって、御説明してるんです。

私は細かいこといろいろ言いましたけどもね、例えば、元号のことだとか、平和教育のこともですね。これずっと言い続けてまいりますけども。孔子、中国の孔子ですね。「正名論」というのがあるんです。正しい名の論って書きます。名というのは言葉なんですよ。この孔子がですね、昔、弟子に、「乱れた国の改革を任されたらどうなさいますか」って問われたときに、「まず、名を正せ」って言ったんです。「言葉を正せ」って言ったんですね。「言葉が正しくなければ、言論は順当でなく、言論が順当でなければ政治もうまくいかず、政治がうまくいかなければ文化も繁栄せず、文化が繁栄しなければ法令も適切ならず、法令が適切なければ、民衆も安心して毎日を送れない」と、だから、言葉を正そうということです。これを逆手にとったのがGHQなんですよ。元号もそうです。そもそも、大東亜戦争って今言わないですね。太平洋戦争っていうじゃない。これも改名させられたんです。2月11日、起源説ですね。11月3日、明治節、11月23日に新嘗祭、春分の日は春季皇霊祭、五穀豊穰を祝ったんですね。昼と夜の長さが一緒だから休みなんていったって、だれもわかんないんです。秋分の日も秋季皇霊祭、こういって文化伝統をですね、ことごとく日常的に破壊してるんじゃないかと、私は疑念を持っています。持たれたくないのであれば、きちっとした教育の指導を私は望みたいというふうに思います。

最後に、校長の授業観察についてはですね、県議会でも指摘をされておりました。ほぼ毎日、秋田県ですね、成績のよかった秋田県でほぼ毎日、小学校で校長が授業観察してるのが、74.3、中学校では53.7に対し、本県では小学校が25.7、中学校15.7、すなわち3分の1なんですね。授業観察がほとんど行われてない。だから、それが学力にやっぱり、学力向上、結果が出ないんじゃないかということ言われてるんですね。この辺も、またしっかりと指導していただきたいと思います。

最後になりましたけども、ことし1月に皇居で行われた歌会始というのがありまして、私もそれをちょっと見ておりました。心に残った句があったので、一つ紹介をしたいと思います。兵庫県の玉川さんって方が詠まれた句なんですけど、「梅雨晴れの光くまなくそそぐ田に五指深く入

れ地温はかれり」、「梅雨晴れの光くまなくそそぐ田に五指深く入れ地温はかれり」と。

どんなに文明が発達しようとも、やはり、最後は人なんですよ。人の感覚。自然を畏敬する念であるとかですね。それがやはり大事なんです。まちづくりの原点は、私はやっぱり最終的には人づくりであると思いますので。どうぞ、教育長、気骨ある教育者としてですね、この町に住む子どもたちが将来明るい展望抱けるように、御検討いただくようお願い申し上げて、一般質問終わらせていただきます。

○議長（**渕野けさ子君**） 以上で、7番、高橋義孝君の一般質問を終わります。

.....

○議長（**渕野けさ子君**） ここで暫時休憩いたします。再開は14時10分といたします。

午後2時01分休憩

.....

午後2時12分再開

○議長（**渕野けさ子君**） 再開いたします。

次に、3番、甲斐裕一君の質問を許します。

○議員（**3番 甲斐 裕一君**） 3番、甲斐裕一でございます。議長の許可が出ましたので一般質問させていただきます。

さて、ことしの気候は大変変化にとんだ気候と言えます。年明け早々、春を思わせるような暖かい気候と思えば、2月に入ると一変して雪や風雨となり、今の世界的不況を描いたような季節と感じた次第であります。

つい先日、まだ本来のきれいな泣き声を取り戻せぬかの、ちょっと不自然な泣き声ではありますが、春告げ鳥の声を聞くことができ、春間近を感じたものです。そのような中、今回提出された議案の中で一番思ったことは、昼夜を問わずのきめ細かな事業仕分けを行い、本定例会に提出され、審議されようとしている平成22年度の予算であります。この予算づくりには非常に苦勞なされたと思っております。精勤された職員の皆さんには頭の下がる思いでいっぱいです。この場をお借りして敬意を表します。本当にお疲れさまでした。

さて、今回2回目となる一般質問であります。前回、大きな題目を抱え、質問台に立ったわけでございますが、初陣ということでの的を得ない質問となり、空砲で終わった無念さでいっぱいでありました。

そこで、再度改めて仕切り直していくことで、3つの質問をさせていただきます。

まず、1点目の質問であります。振興局についてであります。前回もこのことについて質問しましたが、今、少子高齢化が叫ばれる中、限界村と言われているのは、周辺地域の小規模集落を据えているのではないのでしょうか。それは一理にそう言えるかもしれません。しかし、由布市

を見た場合、いや、その前に近隣の別府市、果ては、全国各市を見ていただきたいと思います。

まず、一番近い大分市を例にとってみてはどうでしょうか。二十数年前、すごい勢いで団地造成がされ、マンモス団地が建設されて、すごい人口増となり、小中学校の新設や増設が行われ、マンモス校となり、一時期はすごいにぎわいがありました。それは今ではどうでしょうか。核家族化し、しかも住民は高齢者ばかりとなり、ひとり住みの所帯が2分の1近くであると聞いております。全国各市も同様のあり様と聞いております。しかし、これは他地域ごとではありません。由布市においても同様であります。固有名詞を使つてはいけませんが、挾間地域の例を挙げれば、喜多里、古野郷、医大ヶ丘三丁目といった団地は、さきの大分市の例を象徴するものがあります。このような状況下の中、前回指摘いたしました、地域振興局のあり方は大なるものがあると考えております。

そこで、市長、市長は7つの提言の中で、本庁舎方式に向けての振興局のあり方、充実と位置づけられておりますが、本当にそれでよいとお考えでしょうか。私は本庁舎方式を推していくなれば、今、今こそが振興局の存在が貴重というか、重要視されるのではないかとおられます。なぜなら、地域振興局については、3点ほど質問を上げさせていただいておりますが、今、述べましたように、地域の中心、周辺を問わず、限界村説はところかまわず点在しているが現状であります。

そこで、1点目の質問ですが、このような現状を見て、市長は、今時点での地域振興局のあり方について、どのようにお考えでしょうか。また、充実を図る必要は考えていないのでしょうか。

2点目でございますが、現状の中、地域住民に正確な情報を早くキャッチして発信していくためには、振興局としてどのような対応をとる必要があるのかお伺いします。

3点目として、空洞化したといえ少少し大げさにはなりますが、このような状況下の市民の皆さんへどのような手だてを講じて市政へ参画することを促していくのかお伺いいたします。

次に、大きな2点目でございますが、人が生活する上において、文化・経済・産業を運ぶ重要なルートとして道路は必要不可欠なものであることは言うまでもありません。由布市にはその重要ルートとして国道210号線が走っております。我が市は、挾間・庄内・湯布院の地域を結ぶ唯一のルートとしても利用しているのが現状であります。果たして210号線だけに頼っているのか疑問を持っている一人であります。

由布市には、1級路線26路線、2級路線50路線、その他の路線610路線があります。合計692路線となっておりますが、延長60万9,837.89メートルとなっております。しかし、この道路を由布市の全域の地図上に落とすと、私は点としての道しか見えないのであります。やはり道は線であるべきであろうかと思っております。由布市の基本理念「融和」「協働」「発展」を

推進していくには、線としての道路整備を図ることが肝要かと思えます。

そこで、各地域ごとにある路線の整理を行い、点を線へと結ぶ道路網の整備を実施していく必要があると思いますが、市長の見解をお伺いします。

さて、3点目でございますが、農業政策の転換に伴う今後の由布市の事業の進め方についてありますが、今回、政府は戸別補償制度を導入され、農家が農業を営んでいく中で不安を感じております。農政課では、3月1日から昨日まで、旧3町ごとに説明をしているようですが、今回の制度は昭和46年から開始された生産調整による農業政策が農業経営に大きな変化をもたらしました。この間、国県はこの政策に基づき経営指導がされました。農家は戸惑いながらも国の政策に沿った対応をしていきました。農家も納得はしないながらも、やっと落ち着いてきたところでございます。

そこで、従来の農業政策と今度の戸別補償制度はどう違うのか。また、この政策が農業経営にどのような影響があるのかお伺いします。

また、現在、県下における営農組織は521組織あり、うち法人組織が131あります。組織化による機械の共同使用など、農業の経営の改善メリットなどを考えて、県の指導もあり、農事組合などの法人組織化への推進もあり、由布市には32組織があります。

そこで、今回の戸別補償制度により、これらの集落営農組織への影響はあるのか。あるとすれば、由布市としてこの制度をどのように推進していくのか。また、3期目となる中山間直接支払事業と関連があるのかについて市長にお伺いいたします。

以上、3つの質問をお願いします。再質問につきましては、この場で再質問させていただきま  
す。よろしく申し上げます。

○議長（**瀏野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 3番、甲斐裕一議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、地域振興局の位置づけ・充実を図るにはの御質問の1点目で、地域住民のニーズにこたえるための振興局のあり方はどうあるべきかという質問にお答えをいたします。

振興局のあり方につきましては、本庁舎の機能・権限と一体となって考えていく必要があると私も考えております。

きのうの生野議員の御質問でもお答えしたところでありますけれども、現在、事務分掌と業務内容について、地域性、専門性、効率性等の観点から調査を行っているところであります。

今後の振興局のあり方につきましては、現時点ではお示しできませんけれども、窓口業務など、市民サービスの確保はもとより、地域性に応じたきめ細かなまちづくりができるような組織と権限についても、あわせて検討してまいりたいと考えています。

次に、正確な情報を早くキャッチして、市民へどのように発信するのかということございま

すが、市政運営に当たり、市民の皆さんと情報の共有は大変重要なことであると私も考えます。

国や県、さらに社会全般の情勢に常に注意を払い、最新の行政情報の収集に努めるとともに、市民の皆さんに必要な情報については個人情報の保護に配慮しながら、自治委員を通じた市報などの配付、ホームページ、また場合によっては独自のパンフレットなどをわかりやすい形で積極的に市民の皆さんにお知らせをしたいと考えております。

次に、市民をいかに市政へ参画していただくのかということであります。由布市を含めて、これからの地方自治体は限られた財源の中で市民・議会・行政がお互いに協力しながらまちづくりを進めることが必要であります。

そうしたことから、昨年10月に制定した住民自治基本条例でも定めてありますように、まちづくりに関する重要な条例の制定や改廃、並びに計画の策定においては、住民説明会の開催やアンケート調査など、パブリックコメントの実施、さらには一般公募委員を含む審議会の設置など、さまざまな方法によりまして市民参画の実現に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、道路網の整備促進についてでございますが、現在、幹線道路は昭和55年、国からの通知により旧3町が選定し、それを由布市が引き継いだものでございます。

当時の1級、2級の選定の理由といたしましては、国庫補助事業の対象として路線の絞り込みを行うためのものであったと聞いております。

いずれにいたしましても、幹線道路の選定から約30年が経過したことから、平成22年度に道路整備計画を策定し、幹線道路の位置づけ等を検討してまいりたいと考えております。

なお、平成22年度当初予算に計画策定のための予算を計上させていただいているところであります。

次に、政府の農業政策の転換にともなう由布市の事業の進め方についての御質問でございますが、戸別補償制度が打ち出された、その内容についてです。

世界的な食料需給構造の変化などによりまして、食料の自給率向上の必要性が高まっております。日本におきましても、自給率50%を目指すために検討が政府においてなされているところであります。

その目標に向けた施策として、戸別所得補償制度に関するモデル対策が平成22年度に実施されることになっております。モデル対策事業として、水田利活用自給力向上事業と米戸別所得補償モデル事業がございまして、いずれの事業も農業者等に対して国から直接支払いにより実施されることとなっております。

平成23年度からの本格実施に向けまして、由布市といたしましても、関係機関と連携をとりながら、円滑な事業推進を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、集落営農、法人組織の育成についてでございます。

集落営農の推進につきましては、農業者の高齢化や後継者不足、あるいは戸別経営によるコスト高など、農家や集落が抱える問題解決の手段といたしまして、今後も由布地域担い手育成総合支援協議会の機能を発揮させながら、多くの農業集落の御理解をいただき、育成、強化を図っていきたいと考えているところでございます。

中山間地域等直接支払制度は、平成22年度から新たに第3期対策が実施される予定になっております。由布市におきましても、中山間地域等の多くの集落が本制度を活用し、自立的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた取り組みができるよう制度の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上で私の答弁を終わりますが、その他の御質問や詳細につきましては、担当課長が答弁をいたしたいと思っております。

○議長（**浏野けさ子君**） 建設課長。

○建設課長（**房前四男美君**） 建設課長でございます。3番、甲斐議員の御質問にお答えをいたします。

改良工事についての年次計画を立てて実施しているのかについてお答えをいたします。

現在実施している市道の改良事業につきましては、改良区間の全体事業費を把握し、事業期間を定めた後、年度ごとの事業費を算定しまして事業実施をしております。年次計画により行っております。

今後の道路整備についても年次計画により実施していきたいと考えております。

次に、県道について、市に移管された県道の整備はどのように実施しているのかに、また、していくかについてお答えをいたします。

県道のバイパス工事の完了により、旧道区間を市道として管理する場合は、大分県より移管条件についての事前協議がございます。市といたしましては、移管後において道路整備の必要がないように、道路排水施設の改善、舗装路面の修繕、ガードレールの設置等の工事を要望して、その条件整備が整った後、市道に認定して維持管理をするように考えております。

なお、合併後に県道の移管を受け、市道認定をした路線は3路線延長約2.4キロメートルでございます。

○議長（**浏野けさ子君**） 甲斐裕一君。

○議員（**3番 甲斐 裕一君**） 回答ありがとうございます。

では、再質問させていただきます。

私は、振興局の位置づけという、これはやっぱり最重要な部署だと思っております。先ほど市長は、本庁舎と一貫して振興局のあり方を考えていくと言われましたが、私はそれでは遅いんじゃないかと思う一人でございます。と申しますのも、今振興局のあり方をやはり重要視して位置

づけを健全なものにしていかないとだめだと思っております。なぜならば、今先ほど私が言いましたように、限界の村、やはりそういうところに今行って、市民の目線に立ってお話ができるのは、振興局がひとつ軸にならなければならないと思っております。

今さっき申しましたように、周辺の小規模集落、これについてはもう、早く言えば挾間で言えば48%ぐらいにはなろうかと思えます。高齢化をしております。しかし、中心部におきましても、先ほど言った団地なんかは、やはり核家族、それも高齢化の核家族、そしてましてやひとり住まいの方が多いと聞いております。行ってみると実態はそのとおりであります。そういう方たちのニーズ、これにこたえるべきにはどうすればいいのか。やはり私は出前講座が必要ではないかと思っております。

そういう中で今回、ちょっと話が違いますけど、白岳につくられようとしている産業廃棄物の処理施設の問題でございますが、このときの私は挾間振興局の動きには目を見張るものがありました。いち早く地域の行動を把握して、また各関係課との協議体制を敷き、あらゆることに対して対応して、市長への協議、それから県知事への申し入れ、果ては挾間地域で開かれました1,000人の参加のものと決起集会、これを実現したことは、やはり振興局の動き、すべてだったと思っております。その地域の谷地域の運動もさることながら、やはりその中で各関係の動きをまとめるのが振興局じゃないかと思っております。これは一部でございますけど、私も41年間奉仕してきましたが、私は農政課系列関係、それから公民館、この職場経験が多くありました。先ほど高橋議員が言われましたように、私はこのときの公民館での職員時代のことでございますが、湯布院町の、昭和54年だったと思っておりますが、湯布院町の町長をされてきました、後の参議院議員を歴任された岩男穎一氏のことでありますが、氏が常に言われ続けたことは、公民館主事は正確な情報へそれを早く発信することがもっとも重要であると持論され、出前講座を普及されました。

当時、自治公民館の講座は、学校、すなわちPTA、これは地域住民との交流の場でありました。特に女性の地域活動、さらには家庭教育学級の開設等々を行って行政への参画をうながしておりました。特に婦人会活動の普及に大きく進められ、そして大きな発展をもたらせたことは、当時の市町村の遺産であると今でも公民館活動では語り継がれております。

そこで私が思いますのは、振興局にこの出前講座、私は出前行政、早く言えば座談会等を持つことに意義があるんじゃないかと思っております。それをすることによって、今言われる限界の村等の方々の市民の声を聞く、地域情勢を見ながら農政課、建設課、それとか福祉関係の職員と連携して出前座談会を行っていくことが必要ではないかと思っております。ただ本庁舎方式、その前にそのことをやることによって、市民との対話ができ、そして市政への参画をもたらしてくるんじゃないかなと私は思っております。これについて市長、どうお考えでしょうか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 振興局のあり方につきましては、先ほど申し上げたとおりでありますけれども、今現在の振興局がどのように機能して、そして市民の地域のためにやっていくかということについては、現有勢力の中で取り組んでいかねばならないことだと思いますけれども、今言う、こうだとか、そういうことについては、振興局自体、それから市政全体の中で、一つの目標を持って、こういう地域をどういうふうにしていくかということについては、今その総合政策課でも農政のほうでも、そういう小規模集落とか限界集落については取り組みを始めていますし、そういう申し出のできないような地域についても、自治委員を中心にしながら政策的にやっているとあります、それにプラス振興局が入れば、一番入っていくことになると思いますけれども、振興局が中心になってやる分については、地域のことについて一番振興局詳しいわけですから、その点は独自にやらせていきたいと思っておりますし、やって、そして地域の振興局のつながりができればいいと思っております。

ただ、そのために人間をふやすとか、そういうことではなくて、取り組み方について考えていかねばならないと思う。

○議長（**瀧野けさ子君**） 甲斐裕一君。

○議員（**3番 甲斐 裕一君**） 市長の考えはわかりますが、今現在、振興局を任されております。先ほど言いましたけど、白岳の産廃、これについて御活躍なされた振興局長、いかがお考えでしょうか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 挾間振興局長。

○議員（**3番 甲斐 裕一君**） 振興局のあり方でいい。

○挾間振興局長（**米野 啓治君**） あり方ですか。3番、甲斐議員にお答えいたします。

振興局のあり方につきましては市長が答弁されましたように、本庁舎の機能、権限が一体となった考えが必要であると思っております。

地域性、専門性、効率性が一番問われるのではないかと思っております。このことにつきましては、市長が地域審議会へ諮問したいと言っておりますので、地域審議会から出ました答申を尊重しまして、内容に沿った振興局のあり方を考えるのが住民ニーズにこたえるための一番よい方法ではないかと考えております。

○議長（**瀧野けさ子君**） 甲斐裕一君。

○議員（**3番 甲斐 裕一君**） 市長のお考え、それから振興局長のお考え、わかりましたが、私が思うのは、ちょっと、こう言うは何でございませうけど、今行財政課・政策課がやっているいろんなコミュニティーまちづくり、こういうのをいろいろやっておりますけど、しかし、それは大きな市の中の、由布市の中で一つの大きな組織を動かすだけのことであって、さっき言いまし

たように、市長はそういう小規模集落の方たちの対応というのは自治委員さんに任せると言いましたけど、やはり自治委員さんも言うてみますと高齢化の方が多うございます。そういう中で、その小規模集落、それから団塊の中心部にある、そういう方たちの参画を持てるのは大きな政策課のようなところから、紙といえますか、ペーパー一つで、こういうのがあります、集まってくださいじゃなくして、私はやっぱり出前の座談会とか、そういうのが必要になってきて、そして皆さんのそういう人たちの心を潤ませ、安全安心な暮らしを誘っていくのが、本来の市政の姿じゃないかと思っております。それにはやはり、地域振興局の重要性が出てくるんじゃないかなと思っております。その点について、もう一度市長お願いします。

○議長（**渕野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 小規模集落と、そういうことを自治委員に任せるとかいった覚えはないんです。それはとても不可能なことであります。できない、そういう申し入れができないところに対しては、自治委員がお世話をしながら、そしてそういう申し入れをして手を挙げられるような、手広というのはそういうことができるような取り組み方をしていきたいという、きのう申し上げたとおりであります。

地域において、振興局が一番密接な局であるということはもう事実でありますから、細々とした地域の対応とか、それから地域住民の思いとかということについては、地域振興局を中心にして地域の振興のためにやっていくことは当然のことだと私は考えております。そのようにやっていくような仕組みをつくらないといけないと思います。

○議長（**渕野けさ子君**） 甲斐裕一君。

○議員（**3番 甲斐 裕一君**） ありがとうございます。

次に、道路の関係でございますけど、やはりこれもそういう小規模集落等々の各地域を結ぶ線だと思っております。これについて御質問いたしますけど、先ほど年次的に計画していくと、そして改良工事にあたっていくといううれしい言葉をいただいたわけでございますが、やはりさっき言いましたように路線数が692路線あります。この路線を線で結ぶためにはどうすればいいのか、市長のお考えと伺いますか、私といたしましては、この線を結ぶには、今210号線が一つのよりどころとなっておりますけど、この210号線が一朝有事の場合、特に高速道が不通になった場合、いろいろな面であそこが渋滞するような路線でございます。そういう中で、やはり私はその迂回路等を結ぶ路線ができれば、これ由布市の基本理念であります「融和」「協働」「発展」につながるんじゃないかなと、私はいつもそういう気持ちでおりますけど、その点、市長どうのような計画を立てていけばいいのかと思います。

私が言いますのは、やはり南北、前回も言いましたけど、いろんな地域事情があり、不便な道路も多くございます。これを一つの線にしていいただければ、その地域住民も潤いが出るというか

明るい、安心安全な気持ちになって生活ができるんじゃないかなと思っていますけど、いかがでしょう。

○議長（**淵野けさ子君**） 副市長。

○副市長（**清水 嘉彦君**） 私が答えてよろしゅうございますか。

由布市の場合に、東西に210号線という幹線が走っております。それから派生するような形で庄内久住線とか、いろんな県道ができています。基本的には線といいますか、ネットワークをどうやってつくっていくかというのが大きな課題であると考えております。

例えば、昔、以前、第2国道軸をつくるときに、一つがリダンダンシーといいますか、一つの路線が通れなくなったときに複数代替路線を持つことによって、その国家の機能を支えるというのがそのときの大きな理由だったんですが、現在210号線と並行して農道が挟間から庄内、そして湯平まで通っております。これもある意味では複数路線として非常に役に立つということで、そういった点も視野に入れながら、幹線道路の見直しに当たっては何かあったときにどうやって迂回できるかといった視点も十分検討しながら平成22年度には幹線道路網の整備計画を立てていきたいと考えております。

○議長（**淵野けさ子君**） 甲斐裕一君。

○議員（**3番 甲斐 裕一君**） ありがとうございます。しかしながら、私が今思っているのは、どうしても210号線が頼りだと思っております。そういう中で、今、南側には農免道路、しかし北側には今ございません。私はもう一点言いたいのは、川西、あれから湯平に抜ける、この道路があるのはあると思います。なぜ言いますかと、子どもたちが夏、チャレンジウオークするときに利用させていただいている道路がございます。ああいう道路を点じゃなくして線として利用できるようにしてはどうかと考えているんですけど、副市長はどうでしょうか。

○議長（**淵野けさ子君**） 副市長。

○副市長（**清水 嘉彦君**） お答えいたします。

点と線の意味がちょっとよくわかりづらいんですが、おっしゃるように、川西、湯ノ平から湯布院にかけての間、これは川と山に挟まれた区間で、たしか昭和50年代の初めだったと思いますが、ちょうど今湯平大橋のところでは崩れがございまして、通行どめになったということで、その間、湯平の水地のほうからずっと城ヶ岳のほうを越えて、湯布院をずっと約1年間ぐらい通うと、非常に不便な時期があったというのは心得ております。

実は、横の軸で見たときに、一番弱いのは、あのあたりだということは私も認識しておりますが、湯平温泉線が少し遠回りになりますが、やまなみにつながって、それから湯布院に行く道、それから城ヶ岳の道等もございますので、そういったことは十分考えながら、もう一つは、当時と違うのは、高速道が開通しているという大きな違いがあると思いますので、そのあたりも十分

踏まえながら検討してまいりたいと思っています。

○議長（**瀧野けさ子君**） 甲斐裕一君。

○議員（**3番 甲斐 裕一君**） 今、副市長のお話でございますが、私は点、線、副市長はどのように考えているかわかりませんが、私は点というのは、湯布院なら湯布院地域だけに点在している市道、庄内なら庄内、挟間は挟間といったようなぐあいでございます。その市道を一つの幹線として結ぶのが私は線だと思っております。

先ほど言いますように、基本理念にあります、これをいかに推進していくということについては、やはり点を線に結ぶ、これは一番肝要かなと思っております。

そういう中で、私が今先ほどから言いましたけど、210号線、これ一朝有事といいますけど、本当に年間悲惨な事故も起こっております。そういう中で、やはりその路線を緩和するためには、市道の幹線道路をひとつ位置づけたものにして、そしてそういう「融和」「協働」「発展」まで結んでいっていただきたいなと思っております。そういう点について、もう一度副市長、お願いします。

○議長（**瀧野けさ子君**） 副市長。

○副市長（**清水 嘉彦君**） お答えいたします。

旧町村間の連絡する道路という観点も当然政策には盛り込んでいきたいと考えております。

中でも、庄内のちょうど北側ですかね、農免道路、あれは国道210号から出る道路もありますが、あれを最終的にはうまく迂回させるということも含めて、210号の代替とかいうことも考えながら、現在ある農道、市道網をうまくリンクさせるという視点から見直してまいりたいと考えております。

○議長（**瀧野けさ子君**） 甲斐裕一君。

○議員（**3番 甲斐 裕一君**） 点と線がわかっていただけたのは大変うれしく思っております。

しかしながら、これがいつの時期になるか、それは大変一つの研究課題だと思っております。我々もそういう点については尽力いたしますけど、もう一点、さきの定例会の中で私が一般質問をさせていただいて、副市長のありがたい言葉を聞いたんですけど、川西の件も出しましたけど、今挟間の道路網、これについては副市長からありがたい言葉をいただきました。大分市に帰任する、都市に帰任する道路については、早急なる整備が必要だとお聞きいたしました。

その中で一番思っているのは、今現在、向原別府線と、それから、もう一つの路線やっただいておりますけど、（発言する者あり）東行田代線、ああそうそう、済みません。私、自分のところ忘れていました。

そういう中で、もう一点気になるのが、やっぱりこれはいろんな要望等が建設課のほうには出ていると思うんですけど、市長のほうにも出ていると思うんですけど、やはり行きどまりの路線

は途中で大変な道路、立派な道路ができてはいるんですけど、途中で狭くなっている道路が多々見られます。こういう点について、先ほど道路課長は年次計画を立てながらやっていくということでございますけど、副市長としては今どの路線を私が言ったのかわかっていると思いますけど、その点について、今後の対策としてどうでしょうか。

○議長（**刈野けさ子君**） 副市長。

○副市長（**清水 嘉彦君**） お答えします。

挟間地域の道路整備、先ほど申しました向原別府線、これにつきましては七蔵司の校区を大体23年度まで完了させて、それから24年から北方に本格的に入るという計画で今進めております。

あと、もう一つ、挟間地域の道路整備で非常に重要だと思うのは、平成22年度から都市計画のマスタープランの見直しに一応入るということになっております。それを考えたときに、現在の都市計画道路の見直しということも含めて、やはり挟間地域の場合は非常に大分市に近接するというので、開発圧力もあるということですから、そこをどうやって適正に誘導するかという視点からも道路整備の見直しをやっていかなきゃいけないと思っております。

もう一点、途中で多分朴木からおりてくる道が、土地が文化財等があるということで中断した路線だと思いますが、これも実はルート変更、いろんなことを考えたときに、いろんな問題があるのは認識しております。これについても、せっかく上から抜けてきている道路で県道別府挟間とちょうど並行する形になると思いますが、このあり方についてもあわせて検討してまいりたいと考えております。

○議長（**刈野けさ子君**） 甲斐裕一君。

○議員（**3番 甲斐 裕一君**） ありがとうございます。それと、建設課長にお聞きしますが、県道の問題でございます、移管された。その中で、県との移管の約束はできておりながら、まだ移管されていないというのが先ほど3路線といったですかね。その点について、今非常に見てネットワークになっているところがございます。これもやっぱり県から移管されるということをもうかなり前から話に上がっているんですけど、その道路につきましては、非常に狭く、そして市道からその県道に抜けるちょうど3差路になっているところなんです。はっきり言って鶴田から野田に抜ける、あの路線でございますけど、あそこはかなり狭いものですから、車が下の田んぼに落ちたことが何度かあるということで、その田んぼの持ち主から話を聞いたわけでございますけど、こういう路線について、今後県との協議、どのようにしていくのか、1点だけお聞きいたします。

○議長（**刈野けさ子君**） 建設課長。

○建設課長（**房前四男美君**） 県道の移管ということで、先ほど申し上げましたように事前協議を十分行います。そしてまた、長いのは5年、10年かかって移管という場合もありますので、十

分私ども市のほうの後から整備が行われないうように考えていきたいと思っております。

○議長（**浏野けさ子君**） 甲斐裕一君。

○議員（**3番 甲斐 裕一君**） 早急なる協議を済ませ、支障のない道路にさせていただきたいなど思っております。

次に、戸別補償制度のことについてでございますが、農業政策についてといってもいいと思えますけど、農政課長にお聞きいたします。

4点ほどお聞きしたいと思っております。

今、市長から誠意ある御回答をいただいたんでございますが、特に戸別所得補償制度、農政課としてはこの導入をどういう目的で国から——国と思えますけど、市の農政課としてはどのように考えておるのか、再度お聞きしたいと思います。

それから、もう一点でございますが、販売農家の水稲共済の加入者、加入とした私は理由として、どのようにしてそうしたのかなという考えがございます。というのも、次に水稲共済未加入者との関連もございまして。水稲共済の未加入者については、前年度の出荷、販売先との契約状況を申告させることで対象とすることができるとありますが、これで本当に農家の方々がやっぱり承諾といいますか、本当にそうお考えなのか、3日間の説明会の中でいろんな論議がされたと思いますので、その点お聞かせ願いたいと思っております。また、その場合の未加入者の面積はどのように——共済に入っていないわけですから、どのように面積を把握するのか、これについてまたひとつお願いしたいと思います。

4点目でございますが、戸別補償の制度、モデル対応についてお伺いしますが、今までやってきた、私も先ほど言いましたけど、これ46年から生産調整のかわるものとして、いろんな農家が試行錯誤しながら来たと思います。また、国県の指導を仰ぎながらいろんな事業に取り組んで、そして今では、先ほど言いましたように、集落営農、そして農事組合法人、これまで設立したと私は思っております。

そういう中で、これらのいろんな所得、法人の所得、それから農家戸別の所得、こういうものについてどのように対応していくのかお聞きしたいと思います。先ほど市長から言われましたが、中山間直接支払い、これについて今農家は非常に潤いを持っております。それでこの法人、それから集落営農が成り立っていると思います。この関連事項は非常にあると思います。そういう中で、今後農政課はどのように農家の指導をしていかれるのかどうか、ちょっと項目が多いようでございますけど、ひとつよろしく願います。

○議長（**浏野けさ子君**） 農政課長。

○農政課長（**志柿 正蔵君**） 農政課長です。甲斐議員にお答えをいたします。

戸別補償制度につきましては、昨年の政府の政策の変更によりまして米戸別補償制度モデル事

業というような形で実施をされることになりました。

そういう中で、昨今の農業を取り巻く中で、やはり自給力向上と、それから農家の所得安定のための補償というようなことが中心になって、こういう制度を創設しております。22年から実施をするということで、3月1日から由布市においては旧町単位をまず初めといたしまして説明会を実施、昨日まで実施をしております。今後も16日から12カ所ほど、少しきめ細かな会場で実施をする予定にしております。

説明会での御質問の中で、やはり多いのは、この制度においての、そういう中で要件として農業共済加入がされていれば、それについての書類的なもので対象にしていくというようなことが決められておりますし、飼料用作物の出荷契約はどうやってするのかとか、先ほど議員が言われましたような、販売実績が一つの対象になります。そういうことが質問の中に出ております。

23年度から本格実施になるんですが、それに向けての農政課としては、この制度をうまく推進をいたしまして、求められている農家の所得向上に向けたいというふうに考えておりますし、先ほどから言われました営農集落、それから中山間地域の関連事業についても同時に推進をしていきたいと、今までどおりに推進をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（**瀏野けさ子君**） 甲斐裕一君。

○議員（**3番 甲斐 裕一君**） これで私の一般質問を終わりたいわけですが、どうしても1点目の地域振興局、これについてはやはり本当に私は貴重な、それから市民が安心して訪れてくれる窓口だと私は思っております。この振興局の大切さ、これをひとつ今後行政を、市政を担っていく上において重要視してもらいたいなと思っております。

それから、もう一点でございますが、やはり今総合政策課がやっているいろんな事業、これについて市民の参画を呼びかけているわけでございますけど、本当に御苦労なさっているなど私はつくづく思っております。こういう中で、やはり市民が安心して安全な暮らしのまちづくり、それをつくるためには市民と行政が一体化して頑張っていかなければ到底できるものじゃないと思っております。

私は、きょうは3つの質問をしたわけですが、これは既に由布市の基本理念に沿ったものだと、大切なものだと思っております。どうか今後とも、我々議員も頑張りますけど、行政の執行部の市長を初め、皆さん御努力願いますよう御期待申し上げまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（**瀏野けさ子君**） 以上で、3番、甲斐裕一君の一般質問を終わります。

.....

○議長（**瀏野けさ子君**） ここで暫時休憩します。再開は15時15分とさせていただきます。

午後 3 時 07 分休憩

午後 3 時 17 分再開

○議長（**渕野けさ子君**） 再開いたします。

次に、1 番、**鷺野弘一君**の質問を許します。

○議員（1 番 **鷺野 弘一君**） それでは、1 番議員、**鷺野**です。さきにありました別府市光町の災害に対し、お悔やみを申し上げるとともに、地域消防と日ごろからの消防訓練の大切さを改めて考えさせられました。また、米軍演習訓練におきましても無事に終了し、各関係事務局皆様方、本当にお疲れさまでございました。訓練中連日、湯布院消防団の皆様方の警備に対し、敬意を表します。また、日出生台対策特別委員会の皆様方も連日お疲れさまでございました。住民に対し、事故がなかったことは、皆様方の努力の賜物だと思っております。

今回より始まりました議会中継におきまして、どのように映っているかと思いと、どきどきしながらこの場所に立っております。（発言する者あり）ありがとうございます。

今、各家庭で見える場合には、インターネットしか見る機会がございませんが、できるならば早くケーブルテレビの充実を持ち、この議会中継がどの家庭でも皆さんが見られることになりませう願いをもちながら私の本題に入ります。

1 番議員、**鷺野弘一**です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、私の 3 点につきまして質問をさせていただきます。

まず第一に、農業振興に伴う農業指導体制についてですが、JA や県中部振興局、農業共済が一体になった指導センターはできませんか。ただいま JA は、平成 23 年度より地域本部体制という名前が終了しまして、各地区が支店というふうになりますが、現在まだ本部体制が続いている中で JA と市の関係は変わりがないと思いますが、現在、さわやか本部がある、湯布院も同じ地区内にございますが、その農協とともに営農センターができないかというふうに思っております。少しでも早く地域農協と行政で協力体制を持ちまして、地元農家に優しい営農指導センターをつくるべきではないかと思っております。

営農指導センターとは、最適の時期に基本的な作業と明確な肥料設計などを指導し、各農家が平均以上の収益の上がる農家になるように指導してくれる組織だというふうに思っております。今まで各地区にも指導員の皆様方、行政が雇ってございましたけれども、やはりその地区によりましては、その方々が力不足であるような方が多く、昨日も答弁の中に、今回我が由布市におきましても、指導員を 1 名導入してくれという話があったので大変期待をしております。

また、そういう指導センターにおきまして私が望むことは、稲作におきましてはヘアリーベッチなどの緑化肥料、そのようなものの実験をするような施設がこの中にできないか。また、各土

壤に合いました品種設定を行い、おいしい米をつくり、コスト低減を行えるような農業の指導、また畜産におきましては稲わらを使いまして食べ込みのよい牛、特に大分県の牛におきましては、豊後牛が佐賀に行きまして佐賀牛となりまして売っておりますが、佐賀牛は何でこんなにすごいのかと申しますと、稲わらをやっぱり子どものときにどんどん食べさせるんです。その稲わらというのは、やはり稲作農家と畜産農家が、自分の仕事は自分の仕事だということを決めまして、稲わらを短期間においしい間に集めまして子牛の間にどんどん食べ込み、胃の強い牛をつくらせると。そのことによって牛が大きくなると。基本的なことは、やはりこの大分県はおくれているのではないかと。今回、どういう指導員の方をお雇いするかわかりませんが、1名ということですので、畜産か営農かどっちか、稲作のほうかどっちかわかりませんが、そういう指導体制もやはりちょっと望みますということをひとつ入れさせていただきます。

また、園芸におきましてですが、特に私は20年前ぐらい——20年までたちませんが、私もイチゴ農家でした。イチゴ農家に現在見ますと、やっぱり上は10アール当たり500万円、下では150万円ぐらいしかとれないような農家もごぞいます。特にこういう営農センターをつくりまして、そういう底辺を上げる、そういう指導センターはぜひつくってほしいと。今まで指導というのは、ちょっとやっぱり、ただ行ってすればいいんじゃないかというふうな感覚でございましたけど、できるならば基本的な指導のできる体制をぜひこういうときにつくっていただき、平均300万円とれる、300万円を30アールつくり、最低限でも400万円の収入のある農家をつくるような園芸です、そういう農家をぜひつくっていただきたいというふうに思っております。

また、そして、この指導センターをつくる中で、今までよそにもなかったし、我が町にもなかったことが、やはり農家をいかにバックアップしていくかと。今本当申しますと、もう指を押し倒れるような農家が多いのではないかと。その中で何をするかというと、畜産農家が、ただ畜産の牛飼だけでなく、米まで広くつくっていきます。すると何が起こるのかというと、この年が明けた今ですらわらを集めたりしようと。そうではなくて、さっき言いましたように、おいしいわらをつくるためには、やはりもう農家と契約して短期間です。そうすると、何で指を押し倒れるかといったら、やはりもう牛だけでは食べていけないから、何かほかもつくらなきゃ悪いんだといって、もう本当に悪いほうに悪いほうに進んでいく。そうじゃなくて、営農センターができたとき、そういう農家と話し合いをしまして、過去3年間でも力がつくまでは牛1頭につきそういう契約を結んで、牛、本当に1本で食べていく農家をつくるのであれば、そういう農家が困っているのであれば、牛1頭に幾らかの補助金を出してでも、やはり今ここで本当の畜産農家をつくるのか、また園芸農家でも500万円、反収を上げている農家がおりました、やはり端境期の時期にはお金がない。そういうときにどねかならんかといったときに、や

っぱりそういう指導センターが中心になって行政と農協の間の橋渡しになって、その間、命つなぎのお金でも用立てることができるような組織づくりをこの機会にやっていただきたいというふうに思います。

それで、次に移りますが、企業的農家を目してということで、今度企業から農家がこの由布市にも入ってきますけれども、そういう農家を求めるのではなくて、やはりJAが今度逆提案を上げて、JAが中心として、全農という力が全国組織の力ですから、今何をその市場が求めているかというようなものをJAが逆提案しまして、この由布市に早く持ってきて、この由布市内でそういうふうな逆提案の中から、希望する農家に頑張らんかいというふうな逆提案するような組織づくりもしていいのではないかと。また、今回は、話は後先になりますけれども、今度の水田の対策事業の中でも米粉をつくったりすると、その米粉に対して10アール当たり8万円の補助金が出ます。でも、それをする場合には、やはり販売ルートまで持たなければいけないんです。販売ルートはこの農協ではまずありません。できません、やっぱり。そのときに、農協が逆になって、自分のところである米粉をつくるような受け皿体制をもって、自分のところで販売をしたりとか、もう現在見ましても小麦粉が100円を切るような小麦粉ってめったにありません。そうすると、その代用には今から米粉が生きてくるんじゃないかと思います。そういうのでやはり農協がそういうふうな、逆に自分方が企業になって販売するとか、またそういう中で今やっぱりうどんなんか物すごいブームになっておりますので、自分のところでうどんをつくって、逆にそういうのをよそに売っていくとか、そういうふうな対策も農協にぜひ求めてほしいと。本当は、ここに組合長も呼ぶべきだったんですけども、本当そういうふうなことも今から先やっていかないと悪いというふうに思っております。

また、その中におきまして、米粉をなぜ言いましたかといいますと、先日の新聞の中で、小学校、中学校の給食にパンをつくっている工場がございまして、米飯が週のうちに4日程度今米飯で、パンが1日とか2日とかいうふうになっております。それを米飯を減らしてパンをもっとふやしてくれんかというふうにしておりますが、そういう粉に対しても、米粉を逆に利用して工場に米食のかわりに米粉を送るような制度対策もやっぱりああいう中でひとつ考えられないかというのありまして、こういうのも今からの対策にならないかということでひとつお尋ねを申し上げます。

次に、戸別補償制度に対してのことをお尋ねします。

戸別補償制度に対して、指導体制は現在どのようになっておりますか。私は今回の制度は、大変地元で農業をする私たちにとりましては集落営農、農業法人化の拡大に向けた、大変いい道しるべになる事業ではないかというふうに私は喜んでおります。

そういう中で、行政としまして、やはり集落営農などを利点に対して一言あれば教えていただ

きたいというふうに思います。

それと、同じく農地利用集積事業というのが、またこれに合わせて別にございますが、これは農業委員会を通して土地を貸し借りした場合には、今までは急速化事業というのがございましたが、今回、前は10アール当たり1万5,000円掛けることの5年くれるような事業があったんですけれども、これは現政府になりましてから、お金のやり過ぎじゃないかというふうに問題が出まして、今回まだこれは、もう発表にはなっているかと思っておりますけれども、こういうような集積事業がございますので、また農政課長、ございましたら、それは後でまた、どういうところがいいと。そしてまた、現在農業委員会と契約を結ぶのがいいのか、いつ結んだらいいとかいうふうなまた御指導がございましたら、後でまたお教えください。

次に移りますが、次は消防団問題でございます。

私が学校を卒業しまして、今からもう30年ぐらい前になりますけれども、当時は各地域におきまして青年団活動が大変活発でございました。皆さんが本当学校を出れば青年団に入る。この中にも同僚議員の中にも当時青年団で先輩で頑張られた方もおります。そういう中で、人を知るというのが今までの青年団でございましたが、現在はもう20数年前から青年団活動というのは、我が町でも——旧庄内町でございまして大変申しわけございませんが、活動がもう自粛したようになっております。

そういう中で、地元でお祭りなどの行事をする場合に、消防団がやはり今までの青年団の活動みたいな感じで、消防団がいなければやっぱりおみこしも出ないというような状況になっております。そういう中で行政としまして、青年団と消防団は一緒かというふうな言い方をしたら大変おかしいんですけれども、やはり地元に残る跡取りたちがみんな頑張って消防団をやっております。市もそれに対してやはり同じ力だというふうな見方もしていただけると大変うれしいと思っております。今回ちょっと一言この文書を載せていただきました。また後でどうであるかというのは、また市長さんに意見を聞きたいと思っております。

また、そういう中におきまして、消防団の報酬の見直しは考えられませんかという、次に項目を上げておりますが、我が町由布市を中心とし、この隣接する竹田、大分、別府市、こういう市と報酬を比較しました。すると団員でございますが、消防団の中には団員、班長、部長という、各部の中にはその3つに分かれるんですけども、団員の報酬が由布市においては1万5,000円です。大分市におきましては2万6,700円、別府市におきましては3万4,000円、竹田におきまして2万1,000円です。班長におきまして由布市は1万6,000円、大分市は2万8,500円、別府市は3万6,000円、竹田市は2万3,000円——先ほど言い忘れましたが、団員の平均は由布市が1万5,000円のとときに大分県平均は2万1,014円となっております。班長におきまして、由布市は1万6,000円でございますが、大分県平均は2万

4,679円です。また部長におきましては、由布市は2万5,000円、大分市は3万6,600円、別府市は4万3,000円、隣の竹田におきましては2万7,000円となっております。これは大分県の平均は3万1,550円です。いかにこの由布市が隣接する、また大分県平均においても消防団の報酬が安いという答えだと思います。ぜひこのことについても市長さんの御意見をいただきたい。

それと、また、私たちの自治区を見ましても、戸数は年々減っております。これはきのう田中議員も言われましたけども、我が町庄内町におきましては、本当500人も減っているようなこういう状況の中で、私の集落におきましても確かにそのとおりでございまして、戸数が減り、また消防団に対する消防部費の納めもやっぱり少なくなっております。また、新たに中古住宅なんかございまして、そこにまた県外とかから入ってくるわけでございますけど、やっぱりその自治区に加入しない方なんかは今ふえております。そういう方におきまして、じゃあ火事が起こったときに地元消防団は本当にそこに火消しに行くんか行かんのかとか、そういう問題もあります。ぜひこういうことにつきましても、市長さんの見解をいただきたい。

また、これからの村づくり、ちょっと問題が逆になりますけども、こういう一つのことから村づくりといたらおかしいけど、地域づくりはどうしたらいいのかという、ちょっと答弁もひとつお聞かせいただきたいと思います。

緊急時には先頭に立って頑張ってもらう消防団に、大分県でも本当最低の報酬の中で大分県平均に並ぶぐらいの報酬をいただければどうかというふうに思っております。

その中で、私も消防団員のころは農作業中においても、サイレンがなれば地元団員と連絡をとり、そのままの服装で火事現場に駆けつけたことが何度もございます。そのときにいつも思うのですが、はっぴがあればいいなというふうにいつも思っておりました。それはなぜかと申しますと、現在、普通の作業着を着ておりますとナイロンの服です。このままで火事の現場に行ったりしたときに、2次災害というんですか、それに火がついたりしたときどうするかとなったときに、はっぴ一つあれば、それで火を防ぐことができます。また、そういう火事現場に出ていったときに、はっぴを着ていることによって、一般か消防団員かということが一目で見てわかると思います。ぜひそういうところを、これは大変な金額がかかりますけれども、ぜひ計画の中でできるかどうか、市長さん、答弁また後でよろしく願いいたします。

次に移ります。次は住民票の件です。これは前の会に言いまして、また3カ月たって今また言うのは酷な話のごたんですけれども、大分市は5月17日から週末や平日の時間外にも住民票の写しや印鑑登録証明書などが自動交付機で発行できるようになりました。職員が対応しておりました、これはコンパルホールですけれども、市民サービスは5月末で終了します。自動交付機は土曜・日曜・祝日や夜7時までの時間外の対応ができるということです。大分市はこれに対応が

多いということで、もう一台増設します。我が町はやはりその10分の1ぐらいの活用しかございませんので、活用というよりも住民票のとりがありませんので、そこまで本当にすべきかどうか私も疑問は持ちますが、やっぱりサービスはサービスとして考えられないかということでこれを上げております。

また、3カ月前までの質問時には何もありませんでしたが、24時間営業のコンビニエンスストア・セブンイレブンジャパンは、ことしの2月2日より、東京、千葉の7店舗において、試験サービスを、住民票の住基カード、これ住民票のカードですね、持って行って入れると、それで住民票がとれるという制度がセブンイレブンなんかでもことし始めたということで、2月2日より始まりました。それで3月1日より関東1都6県、また山梨、福島県約5,900店舗に拡大しております。5月中旬には約38都道府県1万2,600店舗に拡大するそうです。5月中旬ですね。

由布市においては、これからこういうふうな委託サービスは考えておられるか、またそれに参入するかということをもた聞きたいと思っております。その際に、個人情報などの問題がございますが、参入されないときにそういう個人情報なんかの問題もあると思っておりますので、またそれは担当課の課長がまた後でお教えてください。

続きまして、由布市の現状とこれからの計画はということで、これは住民票もそういう機械なんかは、市民課だけの問題ではないと私は思っております。やはり今から先考えたときに、これは好意的にものを考えましたときに、総合政策課、また総務課等のお力をかりまして、そういう自動交付機をいかに対応目的で使えるかということをややはりもうその市民課だけではなく広域的なものの中で考えて、縦割りではなくて、やはり中で横で手を携わってできないか、そういう市民サービスはできないかということをお尋ねして私の質問を終わります。

また、再質問は終わりましたので一応これで私の質問といたします。そして再度質問はまたこの場所で私させていただきますので、この場で待機いたします。

○議長（**浏野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） それでは、1番、鷲野弘一議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、農業振興のための営農指導体制の一環として指導センターの設置はできないかということでございます。

現在の由布市内における農業分野の指導につきましては、旧JAさわやか農業協同組合に県職員のOBの営農指導員が常駐いたしまして、さわやか管内の生産者部会を中心に一般農家への相談指導を行っております。

畜産におきましては、知識経験のある職員の配置によりまして指導を行っておりますが、現在

のように、農畜産物の価格の低迷や飼料の高騰などの現状の中では、農家所得の向上につながるような適切な指導が困難な状況にあるのも現実でございます。今後につきましては、平成23年に大分県農協としての指導体制が確立されますから、JA・県・市の共同の協議の中で営農指導部門の一本化に向けた営農指導センターの設置についての検討を行ってまいりたいと思います。

また、22年度から農政課内に嘱託職員として営農指導員を配置しまして、由布市全域の相談事業を実施することにしております。

次に、地元農家による企業農家はできないかという質問でございますが、企業農家の育成につきましては、コストの削減、生産技術の向上、販路の確保など、企業的経営が行えるように、JA、県と協力して、新たな企業農家の設立を支援いたしまして、農業所得の向上だけではなくて、雇用も生むことができるような指導をしてまいりたいと考えております。

なお、個人が法人を設立し、企業的経営を行っている企業農家に対して与えられる「大分県農業賞」法人経営部門で、由布市の農家が今年も優秀賞を受賞しているところであります。

次に、消防団の整備充実について、由布市において消防団は青年団と同じ役割を果たしているのではないかとということでございますが、地域の祭りへの参加やイベントの手伝いなど、地域コミュニティ活動の観点から見てみますと、消防団は地域においては青年団と同じような役割や活動をしているところもあると考えています。

消防団の特性といたしまして、みずからの地域はみずから守るという精神に基づき、指揮命令のもとに組織行動を行う機関でありまして、消火防災活動はもとより、平常時の啓発活動など、幅広い分野で重要な役割を果たしていると私は考えております。

次に、団員報酬の見直しは考えていないかということでございますが、由布市総合計画第2期実施計画におきまして、平成22年度中に県内市町村や類似団体の消防団の報酬等について調査をいたしまして、前向きに検討することとしておりますので、今後検討してまいりたいと思います。

以上で、私からの答弁は終わりますが、その他の御質問につきましては担当部課長に答えさせていただきます。

○議長（瀧野けさ子君） 農政課長。

○農政課長（志柿 正蔵君） 農政課長です。鷲野議員の御質問にお答えいたします。

戸別補償制度の対策と指導についてでございますが、指導といたしましては、今回の制度は販売をされるのか、要するにもう全農家を最初に制度を対象になりますので、全農家に対して、制度の説明をしていきたいというふうに考えております。2月末から3月中旬というようなことで、先ほども申しましたように、3月1日から3日まで全体、それから校区単位でできましたらやりたいということで、あと同時に、各営農組織がこれにやはりこの制度には大きく影響してきます

ので、各営農組織への説明、それから中山間の直接払いの制度を行っているような組織、そういう組織、それと認定農業者への制度説明ということで今後は行っていききたいと思います。

なお、4月から6月にかけて、これの制度への加入の依頼期間、提出期間となっておりますので、十分な周知を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（瀧野けさ子君） 防災安全課長。

○防災安全課長（河野 眞一君） 防災安全課長でございます。1番、鷺野議員の御質問にお答えいたします。

2項目めの消防団の整備充実についての3でございますが、緊急出動時におけるはっぴの整備はできないかということについてでございます。

消防団におきましては、合併後現場で指揮を取る関係上、分団長以上にはっぴの整備をいたしたところでございます。他の団員の整備につきましては、合併以前のものも使用することができますので、各部の整備状況を調査し、不足する部分につきましては検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（瀧野けさ子君） 市民課長。

○市民課長（佐藤 鈴江君） 市民課長です。1番、鷺野議員のほうから市民サービスの整備についてという御質問をいただいておりますのでお答えいたします。

鷺野議員さんにおかれましては、大変詳しい情報をお持ちでございますので、重複することもあるかと思いますが、初めにコンビニ交付の現在の状況について御説明をいたしたいと思います。

住民票の写し、印鑑証明の交付がコンビニで受け取れるコンビニ交付については、今のところセブンイレブンに限られています。しかしながら、限られていますが、平成22年2月2日より関東地域3自治体、東京都世田谷区、東京都三鷹市、千葉県市川市においてサービスが試験的に開始されております。

総務省の広報によれば、本年3月中に首都圏近郊のセブンイレブンの店舗に拡大し、5月中に順次全国のセブンイレブンの店舗に拡大予定と聞いております。また、当面、準備の整ったセブンイレブンにて実施をし、他のコンビニ事業者等についても、参加準備が整えば参加可能としております。

実施に当たっては、参加条件があります。参加条件の確認、市の負担金、またデータは由布市の持っているデータを使うのではなく、地方自治情報センターのデータを使います。そのためにその回線利用料が発生します。回線利用料、またコンビニへの委託料、また通信の安全対策等、課題が多く、十分な協議研究が必要になってまいりますので、由布市としましては、他自治体の

導入状況や先進自治体を参考にしてみたいと考えております。

それから、大分市の状況について、鷺野議員の質問にありましたように、3月から大分市は本庁に1台自動交付機を設置、それから5月は戸籍の証明も受け取れるように1台増設ということになっておりますが、由布市での自動交付機の導入については、市民の方々の個人情報や安全対策、市民課だけでなく、他課との協議等が必要になってまいりますので、今後は利用自治体や費用対効果を見ていきたいと思っております。

また、今後につきましては、現在実施されています延長窓口や年々利用者が増加しております大分広域窓口サービスを市民の方々に今以上御利用いただけますよう市報等でのお知らせを続けていきたいと思っております。

また、前回、鷺野議員より要望がございましたので、現在いろいろな情報を収集しております。ただ、市民の方々に提供できるサービスの種類、住民票、印鑑証明等だけでなく、サービスの種類を各課等で協議をしたりする必要性が出てくるのではなかろうかと思っております。それで日々情報収集に努めてまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

それから、個人情報の件でございますが、個人情報というのは、また一辺倒な法律の説明で申しわけないんですが、個人情報の保護に関する法律というのがあります、今のように情報化が進みまして、個人の権利が侵害を受けたりする可能性が高くなったということで、平成17年4月から法律ができております。これは名前、生年月日等で、個人がこの方だということが決まるような情報は守られるべきだということになっております。

それで、私が個人情報を守っていくため、議員さんの質問の中でありましたように、ほかの課と協議をしていかないと、市民課だけで取り扱い等について、他の課の人が取り扱いをして、その方が特定ができるようなことがあっては困ると思っておりますので、日々情報収集しながら他課との協議を重ねていきたいと思っております。

○議長（**瀧野けさ子君**） 鷺野弘一君。

○議員（**1番 鷺野 弘一君**） どうもありがとうございます。市民課におきまして、佐藤課長にはいつも本当お世話になりまして、私も日々同じ勉強をさせていただきましてありがとうございます。特にセブンイレブン等で住民票をした場合に、紙詰まりが起こったときにどうするかとかいう問題が一番の個人情報漏出になるんじゃないかということで、これはどうするかと聞きましたら、そういう場所では、紙を一応出しまして、印鑑を押してその紙を本人に差し上げるそうです。そして、新たにお金を返しまして新たに住民票をとってもらおうと。私は、この市の行政の中で物を考えてみましたら、枚数が合わなければ悪いという頭ばかりでございまして、ここの場合には複写できないコピー用紙がありますから、その枚数を市民に渡した分と残高とお金が合わなければ悪いという頭しかなかったものですから、どうかなと思ったら、やっぱり民間と行政の

考え方は違うのかなというふうに今回思いまして、済みません。

○議長（瀧野けさ子君） 市民課長。

○市民課長（佐藤 鈴江君） ただいまの質問にお答えします。

用紙については、由布市が使っている偽造防止用紙ではない用紙を使うように、扱っているようにあります。

○議員（1番 鷺野 弘一君） それは存じておりますので。どうもありがとうございます。いいですか。

○議長（瀧野けさ子君） 鷺野弘一君。

○議員（1番 鷺野 弘一君） はい、済みません。ともに同じような問題を共有して切磋琢磨してこれは早くやりたいということが第一番でございますが、私がこれを何で前回も上げ、今回も上げたかという問題の中で、やはりこの医大がある以上、医大がやはり大分市と隣接してあります。大分市ではさっき言いましたように、その自動の機械で土曜日・日曜日でも今サービスができるとなっておりますが、もうこの由布市の場合は、もう人力でやらなきゃもうやれないという、今回答の中で人力しかやれないというふうな状況になっておりますので、ぜひこの課でもいいですから、ひとつ行政の中で順番でもいいので窓口をあけて今度の日曜日・土曜日はどこかあいているとかいうような順番制でもあけられるようなことでも努力いただけるようにひとつお願いいたします。

これに関しては、本当にやはりお金が機械1台におきましても300万円、それにつくるデータづくりとまた何千万円というお金がかかる。これはもうその担当の課長さんに申しますと大変頭が痛い問題だと思います。まずそれができない以上は、やはり人力でこれを解決していただきますよう、どうかひとつその辺の努力をお願いし、これについての回答はいいので、ぜひできないときにはまた次のときにまたもう一遍しつこくやりますので、よろしくお願ひいたします。

それと、次に、消防団の問題につきましてですが、市長から大変前向きな検討するというお言葉をいただきまして、OBといたしまして大変うれしく思います。私は今でも消防団が大好きで、消防団のためには何かしてやりたいというふうにいつも思っております。もうぜひ市長、前向きなそういう検討で皆さんに、やっぱり本当地区からの報酬が下がっているような中で、ぜひ行政からそういうような手を携えていただけますようよろしくお願ひいたします。

それと、次に、はっぴの件でございますが、防災課長、大変申しわけありません。本当各地区には古いはっぴが残っているということ、もう本当に残ってない地区、管理が悪い地区があるかと思ひます。これにおきましても、もう何年前のはっぴかどうかそれはわかりませんわけで、できるならば早急に、はっぴが本当何枚どの分団に残っているかという確認をされまして、ぜひまたこれもお金のかかることで、本当お金のかかることばかり申し上げて大変申しわけないので

すけれども、ぜひ事故が起こらないためにも、このはっぴの制度というのはいいと思いますので、ぜひ一般の分団員におきましても、はっぴの配付をできるようによろしくお願いします。本当に前向きにそこはできるかどうかひとつ、それだけお教えください。

○議長（**渚野けさ子君**） 防災安全課長。

○防災安全課長（**河野 眞一君**） 防災安全課長でございます。御指摘の件につきましては、先ほど申し上げましたように、22年度中に調査いたしまして、その分については前向きにといいますか、整備できるような方向で検討させていただきたいと思っております。

○議長（**渚野けさ子君**） 鷺野弘一君。

○議員（**1番 鷺野 弘一君**） 本当、事故が起こらないためにも、これは本当皆さんの一番先頭に立って消防署の後についていく一番大切な、また初期消防等々に一番頑張る人間でございますので、ぜひ事故が起こらないためにも整備を徹底をよろしく願いいたします。

次に、また農政問題に移りまして大変申しわけございませんが、今回の戸別補償制度は、私が本当大変うれしいと思いましたが、一人であろうと団体であろうと、10アールの保有米を確保するためのドキリというんですかね、10アールはもう絶対に徹底して外さなければいけない。だけでも、これは表面上だけでも、これはもう全国的にちょっとインターネット見ている方にはもう本当ばれて大変申しわけないと思いますけれども、本当やり方によっては、その集落に10件農家がある場合に、それを1町歩の減反をするか1反の減反をするかという問題だと思います。ぜひそういう利点を農政課長さんのほうから各地区に徹底して宣伝というんですか、今回のこの事業の利点を皆さんにぜひ言っていただきまして、ぜひこの機会に集落営農には今回こういう利点があるんだということで、皆さんがやっぱり集落営農に目を向けてもらような制度づくりにやっていただけないというふうに思うんですけれども。

○議長（**渚野けさ子君**） 農政課長。

○農政課長（**志柿 正蔵君**） 議員御質問の利点というようなことの前、今言われます10アールを控除するというものですが、これにつきまして御説明申し上げます。

今回の制度の中で米のモデル事業という事業の中で、米の生産数量を目標に従って生産する販売農家、集落営農の方が対象になります。ただし、その中で主食用米とか縁故米というような形で作付する戸別の面積の中から10アール当たりの分だけ最初から控除をするというようなことで、今回の補償の額は10アール当たり1万5,000円なんですけれども、議員が言われますように、これを集団の集落営農で取り組んだ場合、これを全体として10アールだけ控除するというようなことになっておりますので、できましたら、こういう組織での取り組みで制度が推進されればというふうに思っておりますし、組織の経営のためのものになればというふうに考えておりますので、そういう方向で推進を図っていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（**浏野けさ子君**） **鷺野弘一君**。

○議員（**1番 鷺野 弘一君**） ありがとうございます。今のことで皆さんにも今回のこの利点についてわかったのではないかというふうに思っております。

また、前回自民党政権のときにございました農地集積加速化事業、本当はこのような事業が今でも続いてくれると、私たちに田んぼを貸してくれる人には、もう本当夢のような1万5,000円を5年間差し上げるような事業があったんですけども、大変それがやり過ぎだということで今回なくなりまして、農地利用集積事業というふうになりました。これにおいても、現在は加速化事業とのちょうど今端境期にあると思いますので、ぜひその間に理解ある小作をされる方たちに、この間にマイナスにならないような措置というんですか、ぜひこれがうまくいきまして、できるのが5月か6月ごろかと思っておりますけれども、それまでにやはりちょっと泣かないで済むように——泣かないって、別に貸すことで泣くことはないんですけども、そこで損をするか得をするかだけのことでございますけど、ぜひそういうふうな指導をできましたらお願いしたいんですが。

○議長（**浏野けさ子君**） **農政課長**。

○農政課長（**志柿 正蔵君**） 議員御質問の農地利用集積事業という事業につきまして、今回の農地法の改正の中で出てきた制度であります。その中で、この事業を22年度から行うということですが、实际的に行政に説明があったのは本年の2月です。そういう中で、県の方針、そういうものに基づいてこれから基本構想を策定しなければなりません。それが言えば本年の5月までが一応期限になっております。まずはそれを策定して、その中でこれを実施する団体を決定いたします。実施団体としては、市町村、それから市町村の公社、それから農業協同組合のいずれかの団体がこれを実施できるということになっております。まだ説明を受けたばかりですので、これにつきまして関係機関と相談をしながら、どこが主体になるのかということを含めて検討をしていきたいと思っております。

議員言われるように、今小作契約の期限が来て切りかえをされている方がいると思っておりますけれども、こういう方については、若干この時期に合いませんけれども、实际的にこれが実施できるのは9月以降かなというふうに思っておりますので、事業内容が再度詳しく決定されたら、また皆さんに再度御説明をしたいと思っておりますし、推進を図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（**浏野けさ子君**） **鷺野弘一君**。

○議員（**1番 鷺野 弘一君**） 早く円滑化事業団体というんですか、早くできますようによろし

くお願いいたします。ぜひこういうことをすることによって、小作契約が多く結べていかれるのではないかと思いますし、今回この事業の裏にはいろいろまた特典事業もございますので、ぜひ私たちに有意義な事業になりますようによろしくお願いいたします。

また、最後になりますけれども、農政課長大変申しわけございませんが、例の米の粉ですね、ああいうものに8万円というような大きな補助金がついております。これにつきましては、飼料米と違いまして、種なんかの問題は別にそうないと思うんですけれども、やはりこの場合には本当販売ルートがないと、こういうふうなものはつくれません。ぜひ由布市の中におきましても、農協など中心になるようなところをひとつ設定して、ぜひよそに負けないそういう補助金が取れるといたら大変言い方がおかしいかと思いますけれども、各農家がそういうので潤いて、そういう面積の拡大ができ、またそういうものが販売ができ、加工品ができ、やっぱり今農家というのが儲かるのかが前回の中核農家ですか、あの話し合いの中でもやっぱり6次産業までする農家が一番もうかるんだというふうにやっぱり説明をされておりました。ぜひ行政が主となりまして、そういうふうな農協とかに受け皿とかをぜひやって、私が欲しいのは、農協などが逆に農家に頑張れと、頑張ってくれれば、どげえか後はしちやるといぐらいの底力を行政とともに力を持ち、もう一度農業再生するには、農協なければやっぱり私は成り立っていかないと思っています。ぜひともこの米の粉の問題一つでも、そういうので何かもがき苦しみながら、農協とともに行政が頑張っていける組織づくりをお願いと、そういう今度は円滑化事業なんかと一緒に農協とぜひやってもらいたいというふうに思います。ぜひそういうふうなので農協頑張れというふうにひとつ指導をしてもらえんかどうか、それだけお聞きしたいと思います。

○議長（淵野けさ子君） 農政課長。

○農政課長（志柿 正蔵君） 御質問にお答えいたします。

議員の言われるように農協と行政、それから県の営農指導、そういう中が一つの大きな農家への指導のすべての両輪です。どれが欠けても困ります。

そういう中で、確かに県域農協になったことによって、まだまだその面がこちらには見えてきておりませんし、JAとしても、なかなか自分のところで独自でできるということがまだ決定事項ができないような感じも受けておりますので、先ほど市長も答弁しましたように、23年度以降については、その体制がつくられるということでもありますので、新聞にも出ていました販路についてもJAは苦勞しているようでありますし、そういう意味では行政と合わせて、我々も一緒になって、また地産地消の事業を行いますので、その一つの大きな推進役となってもらえるようお願いをしたいと思っております。

○議長（淵野けさ子君） 鷲野弘一君。

○議員（1番 鷲野 弘一君） 笑い話ではありませんけど、テレビの司会者をしています島田紳

助が、よくテレビの中で甘辛うどんなんかをああいふうにテレビで宣伝しましたら、それがもうばか売れしまして、社長がハーレーを買ったとか、何百万円の時計を買ったとか言っておりますけど、ぜひ2番目のドジョウでも何でもございませませんが、ぜひ平成23年を待ってどうのこうのではなくて、やはり今あるこのまちの中で農協に前向きに力をどんどん出して、逆にお前のところは逆提案して百姓を引っ張っていけと。「百姓」という言葉は大変失礼な言葉かもしれませんが、100回笑っても百姓です。何をしても百姓です。その百姓がやはり頑張って力を持たない限りは、やはりこの町の発展はないと思っております。ぜひ市長さんを初め、農協にもっと活を入れていただいて、そして新たに農協にそういうような国の事業でもうかるものがあるなら、ぜひよそにやらんで、この由布市が先にとっていくというふうな農政課の指導のもとに頑張ってやっていっていただきたいと思い、議員であり百姓の代表といたしまして鷺野弘一、発表を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（**瀧野けさ子君**） 以上で、1番、鷺野弘一君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後4時07分休憩

.....

午後4時08分再開

○議長（**瀧野けさ子君**） 再開いたします。

お諮りします。本日市長から議案第14号の訂正の件、新たに報告1件、議案1件が提出されております。また2月25日の開会日から本日までに新たに請願2件を受理しております。ついては、この提出案件4件を日程に追加し、追加日程第1から第4として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**瀧野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、以上の4件は追加日程第1から第4として議題とすることに決定いたしました。

---

#### 追加日程第1. 議案第14号

○議長（**瀧野けさ子君**） それではまず、追加日程第1、議案第14号由布市湯布院スポーツセンター条例の一部改正についての訂正の件を議題とします。

では、市長から議案第14号由布市湯布院スポーツセンター条例の一部改正についての訂正の理由の説明を求めます。市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 大変すみません。最初に議案第14号由布市湯布院スポーツセンター条例の一部改正につきまして、不適切な箇所がありましたので差しかえをお願いするものでござい

ます。詳細につきましては、教育次長に説明させますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（**瀧野けさ子君**） 教育次長。

○教育次長（**島津 義信君**） 教育次長でございます。議案第14号由布市湯布院スポーツセンター条例の一部改正について、まことに申しわけございませんが、訂正方をお願いいたします。

今回の条例改正では、施設使用料のみの改正を予定しておりましたが、備考1の改正により、宿泊料にも改正規定が適用されることとなりますので、備考1につきまして、宿泊料は倍額、施設使用料は2割増しというふうに訂正をさせていただきたく、お願ひを申し上げます。

今後は議案提案に当たりましては、十分精査の上、提出をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（**瀧野けさ子君**） おはかりします。ただいま議題となっております議案第14号由布市湯布院スポーツセンター条例の一部改正についての訂正の件については、これを許可することに賛成の方は起立願ひます。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（**瀧野けさ子君**） 起立多数であります。よって、議案第14号由布市湯布院スポーツセンター条例の一部改正についての訂正の件については、これを許可することに決定しました。

---

## 追加日程第2. 請願・陳情について

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、追加日程第2、請願・陳情についてを議題とします。

議会事務局長にその請願の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（**野上 安一君**） 議会事務局長です。

お手元に配付しております平成22年第1回由布市議会定例会、請願文書表の追加表をごらんいただければというふうに思っております。請願者の氏名、紹介議員の氏名につきましては、敬称を略させていただきます。受理番号3、受理年月日、平成22年2月26日、件名、日本政府に対し、米兵及び米軍属による犯罪の裁判権放棄の日米密約の公表・破棄を求める意見書の提出を求める請願、請願者、住所、氏名、大分市田尻グリーンハイツ北区〇組、大分県平和委員会代表、日高幸男、紹介議員、西郡均。

受理番号4、受理年月日、平成22年2月26日、件名、EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する請願、請願者、住所、氏名、竹田市大字福原〇〇〇〇番地、大分県農民運動連合会代表、阿部浩三、紹介議員、西郡均。

以上でございます。

○議長（**瀧野けさ子君**） ただいまの受理番号3及び4の請願については、会議規則第134条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。委員会

での慎重審議をお願いいたします。

---

### 追加日程第3. 報告第1号

### 追加日程第4. 議案第43号

○議長（**刈野けさ子君**） 次に、追加日程第3、報告第1号及び追加日程第4、議案第43号を上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（**首藤 奉文君**） それでは、報告第1号平成21年度由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する書類の提出について御説明を申し上げます。

平成22年2月23日開催の由布市土地開発公社理事会におきまして、由布市土地開発公社用地の処分について議決がなされ、それに伴いまして、平成21年度由布市土地開発公社の事業計画変更、補正予算、資金計画の変更が議決されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして議会に報告するものでございます。

次に、議案第43号由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。

職員の給与に関しまして、昨年の9月末まで5%の削減を実施してまいりましたが、引き続き厳しい財政状況に対応するため、本年4月から再度実施するためのものでございます。

このたび労使間の合意が整いましたので、追加提案をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（**刈野けさ子君**） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、ただいま上程されました各議案について詳細説明を求めます。

まず、追加日程第3、報告第1号平成21年度由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する書類の提出についてお願いします。総合政策課長。

○総合政策課長（**相馬 尊重君**） 総合政策課長です。それでは、報告第1号の詳細説明を行います。

平成21年度由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する書類の提出について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する書類を次のとおり提出する。

1、由布市土地開発公社用地の処分について。2、平成21年度由布市土地開発公社事業計画変更（第1回）。3、平成21年度由布市土地開発公社補正予算（第1号）。4、平成21年度由布市土地開発公社資金計画変更（第1回）。平成22年3月4日提出、由布市長でございます。

1ページをお開きください。まず、由布市の土地開発公社用地の処分についてでございますけ

れども、2ページにありますように、市長から土地開発公社のほうに用地購入の依頼がございました。それに基づいて、理事会におきまして、その3に書いてありますように、由布市湯布院町下湯平大原2400番地1のほか6筆、合計6,042平米について土地開発公社から由布市が購入するものでございます。

購入理由としましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業を実施するためでございます。購入希望価格として3,927万3,000円となっております。

別冊で土地開発公社資料という資料をお渡ししてあると思います。その資料2のほうを見ていただきたいと思います。資料2にありますように、場所としては、下湯平の幸せの湯温泉施設があります、その周辺の用地について、今回市が購入して、世代間交流のできるゲートボール場等を備えた公園として整備をするということで購入していただくものでございます。

資料1については、公社の現在下湯平の所有地の明細を添付しております。青く塗りつぶしている部分が今回市のほうに売却する用地ということになっております。

次に、報告議案のですね、3ページのほうをお開きください。今申しましたように、由布市の土地開発公社の処分が議決されましたので、それに伴いまして、まず事業計画の変更を行っております。事業計画の変更として、その表の中に処分1件ということで6,042平米、これについて当初計画ございませんでしたけども、今回3,927万3,000円で売却するというので計画変更しております。さらに上の管理利息につきましても1万2,509平米、これ下湯平の全部の土地ですけども、これについて借り入れをしておりますけども、借り入れ利息が低くなったために利息が下がりました。その関係で3万2,000円ほど利息が下がった分を計画変更するものでございます。

次に、4ページですけども、これにつきましては今申し上げました処分と利息、さらに公社が所有しております下湯平用地を今民間の会社のほうに工事の資材置き場として貸し付けを行っております。その分が貸付金がふえましたので、その分の補正を行っております。

まず、収入として、1、附帯等事業収益というのがあります。当初予算では24万1,000円だったんですけども、今申しました貸付期間が延長されたこと等によりまして貸付金が25万4,000円増額になりましたのでその補正をしております。

次の補助金等収益ですけども、2,370万5,000円の補正をしております。これはその下にあります公社土地所有収益として売却価格が3,927万3,000円を新たに収益として見込んでおりますけども、公社資料の、また資料1のほうを見ていただきたいんですけども、ここの表の下のほうに小さい表がありますけども、その左側に簿価というものがございます。6,297万8,522円、これが今公社として管理している土地の簿価でございます。これに対して今回売却する価格が3,927万3,000円でございます。このまま売却しますと2,370万

5,522円損益が生じるようになりますので、その分については市のほうから補助金で補てんをしていただくということになりましたので、その分を補助金等収益で2,370万5,000円計上したものでございます。

支出としましては、先ほど説明しました利息分が支払い利息として3万2,000円ほど減額しております。さらに事業原価として、これ売却する簿価6,297万9,000円を支出として計上しているものでございます。

次に、5ページをお開きください。同じく資本的収入及び支出の中で資本的支出として、この6,297万9,000円について短期借入金を行っておりますので、その償還に充てるというふうにいたしております。

6ページ、7ページ、8ページにつきましては、今説明したものの詳しい説明書になっておりますので、説明を省かせていただきます。

最後、9ページですけども、それに伴いまして資金計画の変更をいたしております。今まで申し上げましたように、貸付金の増、売却益、さらに借入金の償還、それに利息の減額、そういったもので資金の変更をいたしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第4、議案第43号由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてお願いします。総務課長。

○総務課長（**工藤 浩二君**） 総務課長でございます。それでは、議案第43号につきまして詳細説明を申し上げます。

議案第43号由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成22年3月4日提出、由布市長。

提案理由、厳しい財政状況に対応するためでございます。

次のページをお願いいたします。

特例条例中の本則中でございますが、5%減額の期限を「平成21年9月30日」までとしておりますのを「平成22年12月31日」までに改めるものでございます。

附則といたしまして、施行につきましては22年の4月1日からとするものでございます。

職員の給与の減額につきましては、先ほど市長の提案理由で申し上げましたように、平成18年から平成21年9月まで5%カットを実施してまいりました。このたび2月17日に職員組合との協議ができて、また4月から本年12月まで5%カットを実施をするということでございます。

期間につきましては、年ごとに職員組合とまた協議をしてカット率等を決定しているというこ

とになっておりますので、ことし4月から12月いっぱいには5%カットを実施しているという改正内容でございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） 以上で各議案の詳細説明が終わりました。

---

○議長（**渕野けさ子君**） これで本日の日程はすべて終了いたしました。

次回の本会議は、明日5日、市内中学校の卒業式の関係で、午後1時30分から引き続き一般質問を行います。また、8日、9日の議案質疑にかかわる発言通告書の提出締め切りは5日午後1時までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

午後4時25分散会

---